

平成 20 年度第 4 回青森県公共事業再評価審議委員会 議事録

青森県企画政策部政策調整課

日 時 平成 20 年 9 月 2 3 日(火) 13:30 ~ 16:15

場 所 青森国際ホテル 5 階「芙蓉の間」

出席者 青森県公共事業再評価審議委員会委員

委員長 小林 裕志 北里大学 獣医学部 教授

委 員 岡田 秀二 岩手大学 農学部 教授

委 員 小野崎 保 青森公立大学 経営経済学部 教授

委 員 武山 泰 八戸工業大学 工学部 教授

委 員 長野 章 公立はこだて未来大学 システム情報科学部 教授

委 員 長谷川 明 八戸工業大学 感性デザイン学部 教授

委 員 日景 弥生 弘前大学 教育学部 教授

委 員 松富 英夫 秋田大学 工学資源学部 教授

青森県

企画政策部 奥川部長、田澤政策調整課長 ほか

県土整備部 山下理事、田村道路課長、工藤河川砂防課長、
佐々木整備企画課長代理、阿部河川砂防課長代理 ほか

市町村

大間町の担当者

内 容

1 開 会

司会（田澤政策調整課長）：ただ今から本年度第 4 回目の青森県公共事業再評価審議委員会を開会させていただきます。

《会議成立報告》

司会：本委員会の会議は、青森県公共事業再評価審議委員会運営要領の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要となりますが、本日は 10 名中 8 名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、会議が成立しますことを御報告いたします。

それでは、ここからの議事進行につきましては、委員会設置要綱の規定に基づきまして、小林委員長にお願いしたいと思います。委員長、よろしく申し上げます。

《審議の進め方》

小林委員長：皆様こんにちは、小林でございます。今日は、残っていた案件の決定をするという大事な会議でございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

これまでの経過をちょっとおさらいしておきたいと思ひます。今年度、県の方からお示しいただいたのが 43 事業でございました。そのうち 36 事業については、県の対応方針どおり「継続」ということで決定を既にしております。

本日は、残った 7 事業について、本委員会の意見を決定したいということでございますので、これで最終回にしたいというつもりで臨んでおります。

本日の進め方でございますけど、まず、前回の委員会で各委員から質問とか、こういうものを調査してくれということがいろいろ出ておりましたので、それらを担当課から回答していただきたいと思ひます。

これらの回答を踏まえまして、7 つの事業をそれぞれ個別に慎重審議をやって、結論をしていただきたいというふうにもっていききたいと思ひます。

2 議 事

- (1) 平成 20 年度第 3 回青森県公共事業再評価審議委員会における意見等に対する回答について
小林委員長：それでは早速ですが、河川砂防課になるのかな、各委員から出された質問・意見に対する回答ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。どうぞ。

《資料 9 意見等に対する回答 2～4 ページ》

河川砂防課：質問に対する回答ということで、資料 9 の 2 ページ目を御覧いただきたいと思ひます。

小林委員長：右上、資料 9 というやつですね。

河川砂防課：はい。2 ページ目です。まず、「事業計画に係る諸条件等について」ということで、3 つほど質問が出ております。

1 つ目、「駒込ダム建設現場の地形を見ると、相当崩れているが、土砂量をどの程度見込んでいるか。」という質問です。

駒込ダムの計画堆砂量については、計画比堆砂量 $330\text{m}^3 / \text{km}^2 / \text{年}$ の 100 年分を確保することとし、190 万トンとしていますが、この決定に当たっては、近傍ダムの堆砂実績及び地形・地質の外、御指摘の流域内の崩壊地の規模等も調査した上で決定しています。

なお、隣接する下湯ダム、完成年度昭和 63 年度ですが、この計画比堆砂量については、 $250\text{m}^3 / \text{km}^2 / \text{年}$ として計画していますが、平成 19 年度末現在の実績比堆砂量は、ほぼ計画どおりで推移しています。

平成 19 年度末現在の下湯ダムの実績比堆砂量は、 $234\text{m}^3 / \text{km}^2 / \text{年}$ ということなので、計画の $250\text{m}^3 / \text{km}^2 / \text{年}$ に対して若干下回って推移しているということになっております。

2 つ目の質問です。「駒込ダムの流域内に雨量観測所が 1 か所、田代平しかないが、100 分

の1確率での駒込ダム流域における降雨量はどれくらいか。」という質問です。

堤川の流域面積は287.9km²で、計画で使用している雨量観測所は、流域内外合わせ13観測所あることから、本計画の雨量観測所数は、他河川と比較して少なくありません。

また、駒込ダム、流域面積55.9km²への流入量を算定するための雨量については、山地部の雨量を把握できる流域内外の2～3か所の雨量観測所を使用しています。

なお、100分の1確率での駒込ダム流域における流域平均雨量は、24時間で約285mmとして計画しています。

いずれにしても、この雨量観測所については、データがある観測所すべて使って、それで精度を高めているということです。

3つ目の質問です。「浸水想定区域図については、不確定な要素が多く、設定条件の考え方によっては、結果が変わってくるのではないか。」という御質問です。

浸水想定区域図の作成・公表については、水防法により規定されており、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川について、当該河川がはん濫した場合に想定される区域及び水深を公表することとなっており、全国の河川で作成・公表が進められています。本県においては、平成20年8月末現在で、堤川・駒込川を始めとして26河川の浸水想定区域図を公表しています。

この浸水想定区域図の作成に当たっては、設定条件の考え方による違いを排除するため、国土交通省において「浸水想定区域図作成マニュアル」が作成されており、統一的な考え方、基準に沿って作成しているところです。

なお、「浸水想定区域図作成マニュアル」では、設定条件として、河川計画流量、河川横断、浸水想定区域内の地盤高等を与えることになっております。

堤川・駒込川の浸水想定区域図は、平成14年度に作成し、平成15年6月に公表しているものですが、河川横断については平成9年度の測量データを、浸水想定区域内の地盤高については平成7年の青森市都市計画図のデータを用い、現地調査も行った上で作成しています。

河川横断については、平成9年度以降、堤川・駒込川の下流部において大規模な工事が行われておらず、大きな変化がないこと、また、浸水想定区域内の地盤高については、平成7年と最新の平成18年の都市計画図を比較した結果、地盤高等にほぼ変化がなかったことから、前回示した浸水想定区域図は、現時点で作成した場合でもほぼ変わらないものと考えています。

参考として、下の方に書いてありますが、浸水想定区域図の作成・公表というものは、洪水による被害を軽減するためのソフト対策の一環として実施しているということです。

また、浸水想定区域図は、浸水区域等の外、避難場所や洪水時の連絡方法等を記載した、市町村が作成する洪水ハザードマップの基礎資料としても活用されており、堤川水系については、平成21年度に青森市が洪水ハザードマップを作成することになっています。

なお、次のページに参考としまして、堤川・駒込川下流域の平成8年と平成18年の航空写真を添付していますが、市街地の状況にほとんど変化がないことが分かります。左側が平成8年、右側が平成18年の下流部の航空写真です。

《資料9 意見等に対する回答 5～10 ページ》

河川砂防課：次、5 ページをお願いいたします。「代替案の検討について」ということで、2 つ質問が出ています。

1 つ目、「遊水地案は、他の案に比べ、B / C の「B」が大きくなるとおそれるので、正当に評価すべき。」という意見です。

まず、遊水地の B / C の算定に当たっては、治水効果のみを見込み、多目的利用による効果については、基本的に見込まないこととなっています。

現地調査を行った横内川の遊水地は、青森市等が事業に参画し、スポーツ広場等の整備を行ったことから、多目的遊水地として利用されていますが、必ずしも他の事業者が参画するとは限らず、「遊水地 = 多目的利用」となるものではありません。

ちなみに、東北の他県の状況を調べたところ、現在他県で完成している遊水地 9 か所あるんですが、このうち多目的利用されていないものが 2 か所あるとのことでした。

遊水地案は、「B / C の「B」が大きくなるのではないか。」との御指摘ですが、青森市ではスポーツ広場等の施設整備に約 76 億円を拠出しており、相応の費用も掛かっています。

なお、青森市に公園としての B / C を算定しているかどうか尋ねたところ、算定していないとのことでした。

次の 2 つ目の質問です。「ダムありき」ではなく、河床の掘削など、河道改修案、遊水地案、放水路案以外にも代替案を検討してほしい。」という意見です。

前回示した代替案以外にも代替案を検討してほしいとのことですが、その他の案としては、河床掘削案があり、この案を含めて再整理しました。

なお、河床掘削案について、当初比較の対象外としていた理由は、以下のとおりです。

現在の計画河床高は、河床の将来的な安定、経済性、河川環境などを考慮して、現況河床高程度に設定しています。仮に、長い年月を経て形成された現況の河床高を考慮せず、河床を深く掘り下げたとしても、掘削後、土砂が堆積し、必要な断面が確保できなくなります。

事業の代替案では、多額の維持管理費を要する代替案を考慮していませんでしたが、この理由としては、河床掘削等の維持管理に掛かる費用は、県の単独費で実施しなければならず、現実問題として恒久的に実施することは極めて困難で、安全性を担保できないと考えているためです。

加えて、堤川水系では、以下のような経緯もあります。

堤川の当初計画では、下流部の計画河床高を現況河床高より 2 m 程度掘り下げる計画とし、昭和 59 年度から堤川・駒込川の補助事業区間の河床掘削を実施し、平成 3 年度に完了しています。

その後、平成 9 年度に測量を実施したところ、両河川の河床高は、掘削以前とほぼ同程度の高さに埋塞していたこと、また、埋塞した河床は昭和 44 年と比較して大きな違いはなく、安定形状に近いものと考えられることから、当初計画の河床高を維持することは困難と判断して、現況流下能力が 925 トン程度であることを確認し、これを基に計画高水流量を現在の 920 トン

に変更しています。

また、駒込については、河床掘削により計画流量を流すとした場合、現況河床高より2 mから3 m程度も掘り下げる計画となり、河道計画上も不適切な案と考えています。

以上のことから、将来の河床の維持が困難で、かつ、河道計画上も不適切な河床掘削案については、当初、代替案から除外していたものです。

次、7ページの比較表を御覧ください。前回の委員会での意見を受け、「環境への影響等」の欄に、ケース1については「川幅を広げることにより、親水空間の創出も期待できる。」、ケース2については「完成後は、他の事業者の参画により、多目的利用も期待できる。」と考えられるメリットを追加しています。

また、ケース5として、河床掘削案を追加しています。このケース5では、堤川の甲田橋付近で平均1 m、深い所では1.5 m程度、駒込川においては福田橋付近で平均2 m、深い所で2.5 m程度の掘削が必要となります。

経費については、初期の改修費として約381億円程度かかりますが、これに加え、毎年のように河床を維持するための掘削費、約3億円程度が必要となります。この維持掘削費用は、すべて県の単独費で実施することとなります。

環境への影響等ですが、1つ目、堤川・駒込川下流部の河床を掘削するが、生息する魚類が少ないことや市街地のため、自然環境への負荷は小さい。2つ目、工事に伴う用地買収や家屋移転はない。3つ目、水環境の改善はできないため、別途対策工が必要である。4つ目、駒込川については、護岸の改築や橋梁の架替も発生するため、生活環境に及ぼす影響は大きい。5つ目、市街地の工事となることや多量の掘削残土が発生するため、市街地を運搬する際に、騒音、振動、粉塵等の問題が生ずるおそれがある。6つ目、安定形状に近いと考えられる現況河床を掘削しても河床の維持が困難となり、将来にわたり河床掘削が必要となるため、多額の維持管理費が生ずる。7つ目、特に駒込川は、現況河床高より2 mから3 m程度も掘り下げる計画となり、河道計画上も不適切な案である。

以上、河床掘削案も含めて再検討した結果、総合評価のとおり、やはりダム案を採用したいと考えています。

次に河床掘削案と過去に実施した掘削の概要について説明します。8ページを御覧ください。これは、堤川・駒込川下流部の平面図ですが、堤川では河口から2 kmの区間、駒込川では堤川との合流点から幸畑橋までの4.5 kmの区間の掘削が必要となります。

ただし、駒込川については、図面がある範囲を掘削範囲としているだけで、更に上流部の掘削も必要となります。

9ページを御覧ください。これは堤川の縦断図です。図面の下の方に掘削年、昭和59年、昭和60年などと記載していますが、これは先ほど説明した、過去に掘削を実施した年で、緑の線の高さで掘削を行っています。例えば、河口である0.0 kmから1 kmまでの区間は、緑の線の高さで、昭和59年に掘削しているということです。

オレンジの丸の点線は平成9年に測量した時の平均河床高で、赤の線はその時の最深河床高

です。つまり、一度緑の線まで掘削したにもかかわらず、平成9年には斜線を引いている部分まで埋塞していたということです。

なお、青の線は昭和44年の最深河床高ですが、石森橋下流で急激に河床が低下しています。これは昭和44年当時、堤川の右岸部が埋め立てられておらず、石森橋下流が陸奥湾であったことによるものです。

石森橋上流の昭和44年と平成9年の最深河床高を比較すると、両者には大きな違いがないことから、平成9年の河床は概ね安定形状に近いものと考えています。

堤川において、河床掘削案で対応する場合、緑の線まで掘削する必要がありますが、再度埋塞することとなり、流下能力を確保するためには、将来にわたって掘削が必要となります。

次に10ページを御覧ください。これは、駒込川の縦断図です。下流部を昭和62年、昭和63年に緑の線まで掘削しましたが、堤川と同様、平成9年にはオレンジの丸の点線まで埋塞しています。

駒込川において、河床掘削案で対応するためには、ピンクの線まで掘り下げる必要がありますが、現況の河床高より平均で2mから3m程度、深い所では4m以上も掘り下げる計画となり、河道計画上も不適切な案と考えています。

なお、駒込川については、縦断図を見て分かる通り、さらに上流部の掘削も必要となります。

《資料9 意見等に対する回答 11～23ページ》

河川砂防課：次に11ページ、お願いいたします。「県民・地域住民の意見について」ということで、2つ質問が出ております。

1つ目、「ダム建設について、地域住民に意見を聴いてみてはいかがか。」という御質問です。

堤川水系の河川整備計画を策定するに当たっては、河川法に基づき、学識経験者や関係住民で構成する懇談会において、駒込ダムの建設を含めた水系全体の整備計画について、意見を聴いています。

また、この懇談会の手続とは別に、堤川及び駒込川沿川の住民に対して、平成19年12月から平成20年3月にかけて、5回にわたり堤川水系河川整備計画に関する住民説明会を開催し、意見を聴いています。

この懇談会及び住民説明会においては、駒込ダムの建設に反対する意見は特に出ておらず、むしろ複数の住民から現状を不安視する声が出ています。

13ページを御覧ください。これは、堤川水系の河川整備計画策定までの経緯を示したものです。

素案策定後、関係機関との協議を経て原案を策定し、平成13年3月に学識経験者、関係住民等、12名で構成する懇談会を開催し、整備計画について意見を聴いています。その後、国との協議を経て、取りまとめ案を策定し、公告・縦覧及び青森市長の意見聴取後、最終案を決定しまして、平成16年10月に大臣同意を得て、平成17年1月に公表しております。

14 ページを御覧ください。これは、堤川水系河川整備計画懇談会での議事要旨を取りまとめたものですが、治水に対する主な意見としては、1 番上段の所ですが、「駒込ダムの関係については、今の話で 20 年ぐらいかかるとなると、果たしてその間に水害がどう出てくるのかという心配もあります。」という意見がありました。

次に 15 ページの中ほどを御覧ください。「駒込川のこの整備というのは、我々子どもの頃から聞いているし、できれば早期にダムの建設というものは一日でも早く取りかかっていたきたいと。これは、我々青森市民の切望でございます。」という意見もありました。

また、河川環境について、16 ページの上段ですが、「駒込ダムを造るという所に、日本では貴重なシノリガモの繁殖地があり、そこが水没する予定となっております。ダムに反対するとやっているわけではないのですが、ただそういう貴重なものも失われていくことを御存知いただきたいと思います」という意見もありました。なお、このシノリガモへの影響については、前回、説明したとおりです。

次に 20 ページを御覧ください。これは、堤川水系河川整備計画懇談会の委員の名簿です。12 名の委員のうち、7 名が関係住民となっております。

次に 21 ページ、お願いいたします。これは、平成 19 年 12 月から平成 20 年 3 月にかけて、5 回にわたり開催した住民説明会における主な意見を取りまとめたものです。想定氾濫区域内の 83 町会にお知らせし、計 5 回の参加者は 47 人となっております。

主な意見ですが、その上段部分を御覧ください。「100 分の 1 の雨ということであるが、更に多い雨も予想される。更に上を考えなくてもよいか。」という意見やその 2 つ下ですが、「堤川の河川水面が、家より高い位置にあるように感じる。」という意見がありました。

次に 22 ページの中段ですが、「洪水に対してこのような対策を練っているという説明があれば安心できる」という意見もありました。河川砂防課からは以上です。

政策調整課：それでは、11 ページにまたお戻りください。政策調整課から 2 つ目の黒い四角の点について御説明させていただきます。「こうした事業に対し、今後も巨額な費用を掛け続けることについて、県民がどのように評価するかがポイントでは。」という意見がございました。

ただ今、河川砂防課から地域住民の声ということで、具体的な意見がありましたので、次に県民全体の認識がどのようなものかということで、既存の資料でこれから御説明いたします。

県では、平成 16 年 12 月に、平成 20 年度までの 5 か年を計画期間とする県の基本計画「生活創造推進プラン」を策定して以来、「生活創造社会」の実現に向け、これまで様々な取組をしてきましたが、急激な人口減少や少子高齢化の進行など、本県を取り巻く大きな環境の変化への対応が必要となっていることから、今後の青森県づくりを進めるための指針として、平成 21 年度を開始年とする新たな県の基本計画の策定作業を現在進めております。

この新しい基本計画の策定に当たっては、平成 15 年度に実施した「青森県民の意識に関する調査」等から採用した指標の動向や、プラン策定後の県民の生活全般に関する現状認識や意見等を把握し、県民の意見を県の政策や施策に最大限に反映させることが極めて重要であるこ

とから、平成 20 年 4 月に「青森県民の意識に関する調査」を実施し、災害対策に対する県民の認識については、次のとおりの結果がまとめられて出ております。

四角で囲んでいる所ですが、生活局面の現状認識を県民の意識としては、その重要度で地震や台風などの災害対策が 37 項目中第 8 位ということで、上位の方に位置しております。県民の防災に対する認識は極めて高いということで考えております。

それから次のページ、12 ページにいきまして、県民の意識はこのようなものですが、現在の「生活創造推進プラン」をフォローアップする、「総合フォローアップ報告書」及びこれを基に次期青森県基本計画の初年度、来年度になりますが、その取組の推進に資するための「提言書」というものが、この次期基本計画の策定委員会からまとめられまして、公表されております。そこで、この委員会からは、次のとおり報告提言がなされています。

まず、現在のプランの「総合フォローアップ報告書」においては、安全・安心で快適な社会、災害に強い地域づくりということで、「安全・安心な県土整備については、河川・海岸・砂防整備等、今後とも積極的な事業展開が必要である」という報告。それから「平成 21 年度の取組に向けての提言」ですが、「青森県民の意識に関する調査」における、生活局面の現状認識に関し、「地震や台風などの災害対策」の重要度が 37 項目中第 8 位となっている。県民の生命財産を守るため、道路、河川、海岸、砂防事業の整備促進や防災・危機管理体制の充実を着実に進めるべきである。」ということで、平成 21 年度の取組に向けての提言を同委員会からいただいているところです。

参考資料といたしまして、お手元にそれぞれ「青森県民の意識に関する調査」、「生活創造推進プラン総合フォローアップ報告書」、「平成 21 年度の取組に向けての提言」というものをお配りして、関係部分には付箋を貼っておりますが、時間の関係もありますので、そちらの方の説明は省略したいと思います。以上です。

《資料 9 意見等に対する回答 24～27 ページ》

河川砂防課：回答書の 24 ページになります。前回の意見・質問ですが、「水道用水がどれだけ不安定なのか具体的に示してほしい。」という御意見がございました。

まず、基本的なことを申し上げますと、多目的ダムは共同事業で実施するものでありまして、ダムの各目的に関する事項については、各事業者が個々に事業計画を定めて、ダム事業を進めていくということになっております。

水道事業については、県が水道事業を実施するのではなくて、大間町が水道事業を実施するということになっております。

まず、回答の 1 番から御説明いたします。水道事業者である大間町の「大間町上水道事業計画」、これは当初認可が平成 3 年度で、平成 12 年度に変更認可許可をとっております、これによりますと計画給水人口が 6,910 人、計画 1 日最大給水量が日量 5,030 トン、目標年度が平成 27 年度となっております。この事業計画の中で、当面の水源である取水井戸は、ダム完成までの暫定水源と位置付けております。

2 番目ですが、大間町地域周辺の地形は主として山地が海岸線まで迫り、平地では海岸線や河川沿いの狭い範囲に分布する程度であります。地下水が賦存する地層としては、沖積堆積物層、浅層地下水層、基盤岩である安山岩質層、深層地下水層が考えられますが、過去の水源開発調査では、現在の水源が位置する奥戸川流域にしか可能性がなく極めて水脈に乏しい結果となっております。また、河川周辺の沖積堆積物層、浅層地下水層の地下水は、河川の流量や降雨の多少による影響を受けやすく不安定水源であります。

3 番目にこれまでの調査経緯を示しております。まず、昭和 56 年に安山岩質層の調査を行っております。これは、通産省が実施したもので、2 か所実施しておりますが、1 か所については 150m の掘削をしております、250 トンの流量を確保。それから、1 か所では 200m を掘削しておりますが、日量 1 トンしか確保ができないと。必要量の確保は不可であったということです。

それから、沖積層の調査としまして、これは大間町が昭和 45 年から昭和 62 年にかけて 5 回の地下水水源調査を実施しております。調査結果より、平成元年度と平成 2 年度の 2 回にわたりまして地下水開発調査を実施して、1 号井で日量 2,020 トン、2 号井で日量 1,000 トンの取水が可能である結果を得て現在の暫定水源としております。

平成 11 年度に現在使っている第 2 号取水井戸が当初能力日量 1,000 トンに対しまして、日量 608 トン、約 6 割まで低下しました。これについては、平成 13 年度に洗浄浚渫によりまして、日量 811 トン、約 8 割まで回復しております。

25 ページ、次のページになりますが、平成 12 年度に過去の調査で水源の可能性が高いと思われる 2 か所について調査を実施しました。この 1 号井戸が低下したということで、更に追加調査をしたということです。

2 か所やったうち、現在 3 号井戸と言っている所ですが、1 か所では日量 1,000 トンを確保しましたと。もう 1 か所では、日量 418 トンと予想を大きく下回る結果となっております。この 3 号井戸について暫定水源として、平成 12 年度に変更認可を取っております。

その後、これら 3 つの取水井戸の能力低下時に備えて、平成 16 年度にボーリング 13 孔を実施しました。13 孔のうち 1 孔のみで日量 403 トンを確認しております。ほかの 12 孔からは確認できなかったと。

それから、平成 19 年度は電気探査 7 側線、それからボーリング 1 孔を実施しております、1 孔で 597 トンを確認しております。いずれも、予想量以下であったと。

これまでの調査実績、地質状況から今後も期待する水源を確保することは難しいと考えられます。

4 番目ですが、現在の取水能力は 3 つの取水井戸、3,810 トンと小川代川の表流水、日量 660 トンの合計 4,470 トンであります。表流水については天候等に左右される要素が大きいということで、すべて不安定な水源となっております。

5 番目といたしまして、現在の供給実績からは不安定水源ながら量的には間に合っていますが、今後大間原発の着工により、最大ですが日量 1,410 トンの増加が見込まれており、量的に

も不足することになります。原発は、平成 20 年 5 月着工、今年度の 5 月着工で、平成 24 年 3 月運転開始の予定であります。

次の 26 ページに、今申し上げましたように井戸の現状について整理しております。上の表ですが、当初 1 号取水井、2 号取水井、平成 3 年に竣工しておりますが、これが各々 2,020 トン、2 号井については 1,000 トンということで、この 2 号井が平成 11 年に 61%の低下と。それから、平成 13 年に洗浄浚渫により 81%に回復しております、現在日量 811 トンということです。

この時、2 号井の低下に伴いまして、3 号取水井を開発しまして、平成 13 年、日量 1,000 トン。これが現在、平成 20 年 2 月の調査ですが、969 トンと若干低下しているということで、現在の取水可能量としては、日量 3,810 トン、井戸のみでは 3,810 トン。これに表流水が 660 トンありますので、先ほど申しましたように 4,470 トンということになるわけですが、機能低下量として、右側の方にトータルで日量マイナス 210 トンという状況でございます。

それから、下段の表とグラフですが、ピンク色の折れ線グラフが実績の日最大給水量です。概ね、3,000 トン、最近では、平成 17、18、19 と 3,200 とか 3,300 トンが実績です。

縦のグラフが水源を表わしております。下の水色の範囲が表流水、日量 660 トン取っているやつです。黄色が 1 号取水井戸 2,020 トン。それから、1 番上のグレーの部分が 2 号取水井戸と。この 2 号取水井戸が平成 11 年度に低下しまして、平成 11、12 の 2 年間低下したということで、13 年度に洗浄浚渫と 3 号井戸の開発によって、現在、こういう取水能力になっていると。このグラフだけを見ると、現在まででは量的には間に合っていると。

右側の方の 19 年度の上の方に丸ポチがありますが、これが大間町の上水道計画でいっている将来の水道計画ですが、5,030 トン、日最大 5,030 トンを予定しております。内訳ですが、大間町の上水道が 3,620 トン、原発関連として 1,410 トン、合わせて 5,030 トンを計画しております、将来、量的にも不足していると。原発関連を見込みますと、不足してくると。量的にも不足するということになります。

本日は、水道事業者である大間町さんの方から来ていただいております、町の方針と言いますか、そういう考え方について若干説明していただきたいと思っております。

大間町：それでは、一言述べさせていただきます。町の水道水源の現状を踏まえ、その解消と大間原発の需要から水源確保と水源確保の安心のため、奥戸ダムに水源を求めることに是非期待するという、町長の強い意向の方針でもあり、よろしく御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。ありがとうございました。

《質疑応答》

小林委員長：ということで、前回の質問に対してでございます。いろいろこれから各委員で議論を重ねていくわけですが、ただ今担当課の方で御説明された内容について、議論の前に再確認、ただ今のペーパー、説明に対しての再確認とか、あるいは再質問ということがもしあれば、最初にそれをどうぞ、担当課の方に聴きたいことがあれば。

岡田委員、どうぞ。

岡田委員：内容のことではなくて、この間のいわば手続というか、県庁内での意思のある確認のところなんです。今までの御説明も、「河川砂防課どうぞ、あるいは何とかどうぞ」ということで、それぞれの担当課ごとに行っておりますよね。

そうではなくて、やはり県民の税金を使う、国税も使う、それから、これから先の計画についての住民の意向なんかについても、各課ごとでは、それらを全体をきめ細かくして、どういうふうに判断するか、それを一同に集まって話し合ってみるという、そういう機会は設けたかどうか。

小林委員長：企画政策部の方で、事務局ですから。事務局としてお答えください。

事務局：今の岡田委員の御質問ですけれども、そのような機会は、これまで、これまでというか、設けておりません。

それで、やはり再評価審議委員会ということで、県の事業の妥当性ということの判断とあと税金の使い方、県民がどのように、どのような事業にどのように使うのかということ等を天秤というか、秤にかけるような聴き方というのは、現在の県のいろんな施策の中では、ちょっと余りにも話が大きすぎるというか、そういう形で今のこの御意見ということでは、機会を設けることはできませんでして、先ほどのように既存のアンケートを基に県民の意識ということで御回答させていただいた次第なんです。

岡田委員：前回、私、御質問させていただいたのは、やっぱり担当の縦割りで物事を決める時代というのはもう過ぎていると。やっぱり地域がどういう意思を持っているか、そして正にそこでの行政ごとであっても、正にガバナンスする地域が主体的に、そういうことの中でこの種の問題は実は決めていかなければ、ひょっとするとこの後の世代に対して大変な問題を残すかもしれない。

そもそも、この評価事業というのは、そういう時間軸が大変重要なものとして提起をされているわけですからね。

特に、ダム問題というのは、ただ単にこの奥戸だ、駒込だ、という話ではなくて、正に自然と人間がどう共生するかの、そういう大きな思想のところでも、やっぱり問題提起をされているので、それはうちではこういう約束事で評価が始まったから、これでしかできませんという、それをやっぱり乗り越えましょうということで、今回は私、問題提起をしたし、御質問したし、その次はそういう枠組みで回答をいただきたいというふうに言っていたはずなんです。

田澤政策調整課長：委員おっしゃるように、多額の国費なり県費を投ずるものでありまして、県民の皆様の意見なり、どうお考えになっているのか、それを踏まえるというのは、当然必要なことだと思っております。

今回の災害対策と言いますか、治水対策としてダムの建設。これは直接影響を受ける堤川水系の住民を含め、広く県民の方に意見を聴く、例えば下北の方、八戸の方、津軽地方の方と、聴くというのは果たして意義があるのかと、適当なのかなという気がしております。

影響を受ける水系以外の方に聴いても、遠い世界のような話で、一般論的にそういう金が掛

るのはどうかな、という意見を出されても、多少我々としてはどうかな？というふうなことを考えておりました、やはり県としては、県民の生命財産と言いますか、安心・安全を確保するという考えのもとに進めていきたいと思っております。

ただ、県民の意向とのミスマッチということがあれば困るので、先ほどお話ししたアンケート調査、県民1万人アンケート調査という形のアンケート調査も実施したところであります、その結果、当然のことかもしれませんが、災害第一ということで、今後も着実な対策について取り組んでいただきたいという提言も受けております。

ということで、我々として、防災対策なり治水対策という施策を展開していく上で、どういう手段が、方法が適当なのかということで、やはりダムなんだろうなということで、継続ということで提案させていただいておりますが、そこで施策の実際実現する手段として、ダムが適切なのか、環境の影響なりコストなりを踏まえて、ダムが適当なのかどうか、代替手段はないのかということ、この委員会の場では御審議をいただきたいなと考えております。

岡田委員：このアンケートを見ても、河川整備計画の懇談会でも、やっぱりダムありきですよ、これを聴いているのは。だから、そこを打破しないと駄目だという意味で、まず県庁内でいろんな課で意見を出し合ったかどうか。

命も大事、財産も大事、やはり地形そのものというか、県土の空間をどう構成していくかということを含めて、今まではある特定の機能ごとの行政ごとですよ。

そうではない広い角度で、まず県庁内はどうか、そして周辺の地域住民はどうか、あるいは県民はどうかという、こういうことが大事ではないかということを申し上げたので、それではやっぱり打破していないですよ。

小林委員長：今の岡田委員の議論は大事なところなんです、今そうすると、担当課の方で御説明してくれた項目の内容の質問はいいですか？今のよう、かなり中身の大事な、これも審議ですけど、中身に入って、各委員よろしいですか？

であれば、今の話も含めて、各委員からいろんな意見交換、前回の説明、それから今日の説明を受けて、それから大きな行政の枠組みの中で、この再評価というものを果たして今の担当課がやって、それをここの審議会に諮ってくるという従前のやり方では、いささかこういう問題は難しいんじゃないかと。

やり方をちょっと変えないと駄目なんじゃないですか？ということだと思っただけでも。どうぞ、各委員、ただ今の岡田委員の発言に対して。

長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員：県の様々な事業全体についての整合性を、県民の安全・安心というテーマに対して適切に行われていることかという視点について、単一の事業だけで取り上げることにについては課題ありというお話は、御指摘ももっともだと私は思うんですが、この審議会におけるテーマであれば、それは過去、私共もこういうふうな県民の安全・安心というテーマに関わる事業について判断をしてきたわけですね。

確かにそれは、経費の少ないもの、それが主だったかもしれませんが、今回はその対象

が非常に大きい、多い世帯の方々の暮らしと言いますか、生命と財産が関わるものですから、当然、大きな金額になっていますけども。

しかし、そういうふうなことでの視点と言いますか、そういうふうなことの話し合いは、こういうふうな単一の事業ごとに整理されるべきではなくて、もっと長期の展望を持ちながら、そういう視点で話し合うべきですから、例えば、この委員会での、恐縮ですが、委員からそういう質問が出たから、じゃ、素早く対応して、県の政策を見直しながらお答えするというものには当たらないのではないかと、私自身は思います。

その意味で、この事業については、ここで事業の継続、そういうお話を引き続き審議いただくことが適切かと私は思います。

小林委員長：岡田委員、どうぞ。

岡田委員：大きな意味ではごもっともだと思います。そのとおりだと思います。

ただ、この事業に即して考えようといった場合でも、私なんかの頭にちょっとあったのは、やっぱり土砂量が相当出るだろうなということを考えて、あるいは掘削による安全性の確保というのは、どのくらい可能かという話が、ここで回答として出ているんですけども、例えば治水ダムではなくて、土砂を止めるという治山ダム方式で、堆砂量を抑えて、ずっと沢山の小ダムをいっぱい造って抑えていくことで、そうすると出てくる土砂量が少なくなりますね。

そうすると、河床も上がらないで済むわけですよ。そうすると、洪水だとか、あとはどれくらい降るといふ問題と、それ以外のものも上手に、要するに代替案の幅の問題なんですよ。

そこが全然、考慮されていないので、やっぱりこういう枠組みで議論をさせられると、答えはそこにしかいかないんじゃないか、ということなんですよ。そこを心配したということです。

長谷川委員：今、お話の代替案を、今ここに5つの代替案が挙がっているわけですけども、この5つだけが治水として有用な策かということについても、併せてここで御審議するというふうなことで、この事業、駒込ダムの事業を評価するということをしていけばいいんじゃないかと、私自身は思いますけど。

その意味で、少しケース5のお話について御質問させていただきたい件がありますが、よろしいでしょうか？

小林委員長：ちょっとお待ちください。というふうに議論を展開しちゃっていいの？外の委員の方々、いかがでしょうかね？どうですか。これは、非常に大事なところだと思うんですが。

私自身は、前回の議論の時に、始めに「ダムありき」というふうに各委員がそういう認識でこういう資料を見るのはまずいんじゃないのと、それでもうちょっとダム以外の方法を検討してくれということで、具体的には河床掘削案とかというのが出てきて、これで今日議論するのかなと思ったけど、岡田委員のように、もうちょっといわゆる砂防、砂防というか土砂を小規模の土砂留めをいくつか造ってという、そういうこともあり得るのではないかと。

それも俎上になぜ上げなかったのかというのは、それを担当に聴いて、担当はまた答えてと

いうやり方ぐらいしか、ここではできないかなと思いますけどね。

だけど、少なくともこの今説明されたやつには、岡田委員の1つのアイデアとして出てきた小さな堰留めというか、土砂を留めるやつをいくつも造るやつは、どうして検討の対象にならなかったかということについては、やっぱり議論した方がいいと思うんだけど。

いずれにしても、どうですかね、各委員、そういう議論に入っていっちゃってよろしいかな？いかがですか？

長野委員、どうぞ。

長野委員：代替案の幅という、そういう問題でいいのであれば、次に進んでいいんじゃないかと思うんですけど、もうちょっと大きな、何と言うんですかね、被災の受忍みみたいなところまでいくんじゃないということであれば、もう先に、代替案の幅が少ないんじゃないかということであれば、次の技術的な話に入ってもいいと思うんですけど。

岡田委員：本来は、長野委員がおっしゃるようにね、きちっとやっぱりね、公共の中での我々が選択すべき方法論を新しく鍛えるというか、こういう事例をきっかけにやっていかないと。ただ、なかなかできないですね。

小林委員長：小野崎委員、どうですか？

小野崎委員：岡田委員のおっしゃること、大変もったもですが、やはり4回目ですか、今日は、4回目になっていきなり全体のフレーム枠を見直した方がいいというのは、ちょっと。

次年度に向けてとかですね、そういう御提言として受け止めて、システム全体を見直すという作業は是非やった方がいいと思いますね。

現段階では、やはり代替案の幅をもたせるという意味合いで、現行のフレーム枠の中でやっていかざるを得ないのかなというふうには、私自身は思っております。

小林委員長：武山委員、どうですか？

武山委員：毎年感じていることなんですけど、個別の事業になればですね、このダムとしても「止める」と言うほどのことではないのかなと思うんですけども、全体的にやっぱり事業費が減ってきている中で、どこに重点を置くのかということを見ると、もっと違うやり方もあるのかなと思いますし、非常に悩んでいるところなんですけども。

小林委員長：松富委員、いかがですか？この辺の技術論というか。

松富委員：今はまだ技術論ではないと思うんですけども。

小林委員長：今、これから入っちゃっていいですか？という話なんですけど。

松富委員：ちょっと待ってください。私自身、今年初めてでして、ちょっと境界条件がよく分からないんですね。何か3つぐらいに分けられそうな気がするんですね。

例えば、河川砂防課の中でクローズさせるというのと、公共事業全体の中でクローズさせるというのと、例えば教育も福祉もすべて含めてクローズさせるという、その3つぐらいの境界条件に大きくは分けられるのかなと、そう思ってまして、それで先ほどの県のお話しですと、どうも1番最初の河川砂防課なら河川砂防課辺りでやりたいと。岡田委員は、やっぱり全体でやりたいと。

だから、その辺りの境界条件をはっきり決めておいて、また、元々この委員会を作る時の境界条件というのは定められていると思うんです。その辺りをはっきりしておいて、個別に入るなら入った方がいいと、そういうふうに思いますけど。

小林委員長：日景委員、いかがですか？

日景委員：岡田委員のおっしゃるとおりかなと、私も思っておりますので、このまま続けて、審議を続けていく方向でよろしいかなと。

小林委員長：今の松富委員のお話が、実は定義されているんですよ。本審議会の任務というか、それはちゃんとファイルの中に綴じこまれているんですけど、要するに、ある1つの拾い上げる条件に合致した事業を取り上げて、それで5年とかいろいろ基準があるんですけど、その個別の事業を「進行させてもいいですか？」、「止めましょうか？」あるいは「中身を変更しましょうか？」と3つの選択肢があるんですが、それを個別個別にやって今日まできているわけですよ。

その議論の中で、例えば、今はこのダム、ここの話ですけど、過去の話をちょっと申し上げますと、下北半島で山を開発して牧場を開いて、地域の経済効果を出すようなことをするといったときの、牧場を造るとい技術論の前に、そこにそれだけの県費なり税金を、公的資金を導入してしまって、そこを開発するというのが、次の世代の孫子の代に本当に必要な公的資金の導入かどうか、という議論もちょっとあったんですけど、やっぱりこういうふうにテーマを限定されてやってくる中で、この事業、この事業、この事業で、イエス・ノーを言えるということになると、なかなかそういうことの全体的なことについては、なじまないということで、附帯の意見ということを知事に対してですね、「こういうことをやってください」という中に、かなり個別の対応じゃなくて、今のような次の世代に対して、本当に自然環境と共存をどうしたらいいかということを考えてやった方がいいよとか、そういうことを書いてきたことはあるんです。

それは、当局は県の企画政策部ですけど、担当は。企画政策部の方は、「ごもっともなことで、そういうことは大いに前向きに受け止めさせていただきます。」という回答なんですね。

それで、岡田委員はずっと前からこの審議委員を委嘱されてやっていますから、「全然、前向きになってないじゃないか」と。だから、ここにこういうふうなことが、また同じことが出てきて同じことを繰り返していたら、結局一番肝心な再評価のやつは、昔から時のアセスとかいろいろ言われていますけど、環境問題がすごくメインテーマになっているのに、今この瞬間に良かったらそれでいいのか、というふうな議論の域から脱していないんじゃないかと。

今、岡田委員は盛んに、もうそろそろそういうシステム、考え方、検討のシステムそのものも、まずは県庁の内部で、いろんなそういう壁を取っ払ってそこで議論したのが、というのがそもそもの話だと思うんですけどね。

岡田委員：ちょっと蛇足と言うか、松富委員が大変いいことを言ってくれているので整理をしますと、要するにこの事業、平成10年ですよ、始まった時は、正に縦割り公共の中の、例えば、農林関係であればそこで委員会を作ってやってきたわけです。

それが、そうではやっぱりまずいね、ということで横断的な公共のこういう委員会に変わっているわけですね。

そうすると、私はやっぱり公共という、そのレベルでの議論というのは非常に大事な、というふうに思って議論に参加しているんです。

私は、専門で言いますと山のことですし、水に関係あるとすれば治山、山を治めることにより水を治める、その手法のところの関わりですから。

しかし、それ以外の海のことであっても、農業のことであっても、この場で一緒に議論するという限り、やっぱり責任を持たなきゃいけない、それは公共という立場に私が立つべきだという理解をしています。

その時に、今日的に公共と言ったら何かというと、そこはただ単にハードの問題ではなくて、正に国家公共は今、ソフトが、公共のどこまでがっていう、その時代に入っているわけですから、やっぱりそこに立つべきだと、そういう理解を私はしているということなんです。

小林委員長：はい。ですから、そういうことを私達の知事答申に盛り込んでいくということは1つあると思うんですよ。

でも、それと同時に、今差し迫ってというか、私達に要求されているのは、個別の何番の事業はイエス・ノー？直すならどこ？という、その議論も非常に大きな仕事としてやらなくちゃならないんだけど、今のような岡田委員のようなそういう考え方を背景にしながら、やっぱり個別の中身の議論をしていかないと、ここまで今進んできている中で、これに対してイエスかノーかという結論はやっぱり出してやらないと、本委員会としてはまずいかなと、私は思っているんですけどね。

だから、私の提案としては、一応前に比べてそれなりに本委員会のこういうことをやってくださいね、ということに対して回答を今もらったので、それを踏まえて「どうでしょうかね」というふうな議論に入った方がいいかなと思うんですけど、いかがですか？

その議論の中で、どういうふうに注文を付けるというか、直してもらおうとか、あるいはこのままでいいとか、というふうな話をそこでまた、今の話がたぶんまた背景としてどうしても出てくる場面があると思うので、ちょっとその話をやってみたいと思います。

(2) 詳細審議地区に係る審議及び委員会意見の決定について

【整理番号6番 道路事業/東北横浜線(室の久保)】

小林委員長：それでは、順番で、ちょっとダムの話もありますけども、全体の調書の中で残っているのが、道路課の整理番号6番が単独で残っていましたよね。六ヶ所村の話で、カーブを是正して、という所なんですけど、6番の調書をお開きいただきました？六ヶ所村の道路事業ですけど。

これは、どうして詳細審議になっていたかということ、B/Cがとてつもなく1から低い、0.47ということだったんですけども、その後いろいろと修正をかけたということで、県独自のマニュアルを使ったり、いろんなことをやって計算をし直したところ、1.11に直ったというこ

とですよ。

そういうことで、このとおりやりたいというのが、道路課のここに対する審議の仕方ですが、いかがですか、これは？

これはですね、特段にあれだとすれば、県独自のB/Cのマニュアルを入れて、ちょっと計算をし直しましたということで、長野委員はあまりB/Cにこだわるなと盛んにおっしゃっていますけど、一応1つの基準として、0.47というのはとんでもない話だということではないということは承知したということで、原案どおり「継続」ということでよろしいですか？

(「はい」の声)

小林委員長：ありがとうございました。

(3) 詳細審議地区に係る審議及び委員会意見の決定について

【整理番号 14 番 道路事業 / 九艘泊脇野沢線 (脇野沢) 整理番号 30 番 河川事業 / 脇野沢川】

小林委員長：あとは、むつ市の脇野沢の話なんですが、整理番号でいうと 14 番が道路、そして 30 番の河川事業というのも一緒になってセットで考えたいわけですね。

これもさっきと同じように、道路事業単独で見ちゃうと、B/Cが 0.41 ということなので詳細審議に入ってきたわけですけど、なぜこの道路が必要かと、B/Cも何でこんなに低くなったかということ、河川改修工事に伴って、橋をですね、この平面図に出ていましたように3本も新しく造るということなので、どうしてもこういうことをやらないと、地域住民の利便性を考えると、公共投資としてはおかしなことになっちゃうということで、認めてくれということなんですけど、じゃ、そういう形でB/Cを計算し直してみたらどうなの？ということでもらったところが、2.いくつで出てきたんだよね。これまた極端に0.4から2.いくつまで上がるというぐらいだから、「ちゃんとやってくださいよね」という話になるんだけど。

これも一体化して、むつ市の地域開発の公共投資だという視点からいうと、原案どおり「継続」ということでいかがかなと思うんだけど。どうでしょうか？よろしいですか？

(「はい」の声)

(4) 詳細審議地区に係る審議及び委員会意見の決定について

【整理番号 25 番 生活貯水池建設事業 / 奥戸ダム】

小林委員長：そうしますと、あとはちょっと駒込が重いから、先にさっきの奥戸の話ですよ。

これも、今日の資料9番の分厚い資料の1番後ろの26ページがとても分かりやすいデータを出してもらったわけですけど、最初からこういうデータを作ってくればよかったんだけど。

要するに、大間町の町民の人口動態、それに伴う上水ですから、主として飲み水だと思うんですが、生活用水、飲用水の変動は、このピンクの折れ線グラフで日当たり 3,000m³という

ことで、行ったり来たりしていますよね。

それに対して供給の方は、ブルーが表流水ですが、黄色とグレーの井戸を掘ったけど、ちょっと怪しくなってきた、11年度、12年度怪しくなってきたので、心配になってきたので、13年度に3本目の井戸を掘って、このグリーンの部分が増えてきたら、完全に大間町の社会情勢が、人口動態とか経済動態が変わりなければ、これで少なくとも3本目の井戸が間に合うぐらいまでずっといきそうなところですね、町の政策として19年度計画で原発を造ることに決定したわけです。そうすると企業誘致がされて、それで1,400m³、突然水が必要になって、それがこの19年度の上に赤い玉がポンと出ていますよね。

そうしたら、これはもう議論の余地なく、企業誘致してこれだけ水が欲しいんだと、造らざるを得ないじゃないですか、ということなので、しかも町当局はそれを政策として決定しているんだからということで、何でこんなのがこの審議委員会にかかってくるの？という感じなんだけども。

この奥戸に関しては、小野崎委員が多分質問されたと思うんですけど、そういう背景だということ、と思うんですけど、何かいかがですか？

はい、どうぞ。

日景委員：一応確認なんです。基本的に私もライフラインなので必要だと思っているんですが、原発が操業されても水の必要量はこれでよろしい、ということよろしいですね？

小林委員長：人間も増えるんですよね、企業誘致だから。その辺どうなっているのかな、原発誘致の話は。

河川砂防課：原発関連で言いますと、人は工事期間中が700人余り、それから、完成後は400人余り増える予定であります。

小林委員長：それから、もちろん発電所そのものの中の用水としても使うことも折り込んでいるんでしょう？

今、日景委員の質問は、この1,400m³の中身を聴いているんだと思うんですが、そういうことでいいんですね？

河川砂防課：そうです。原発の設備に使う水と原発の中で職員が使う水、それから職員家族が大間町で使う水と、それらが入っております。

小林委員長：じゃ、これも原案どおり「継続」ということでよろしいですか？

(「はい」の声)

小林委員長：はい、ありがとうございました。

(5) 詳細審議地区に係る審議について

【整理番号 24 番 河川総合開発事業 / 駒込ダム、整理番号 29 番・31 番 河川事業 / 堤川】

小林委員長：さて、これは全部セットで考えた方がいいということで、現地調査もセットで

やったわけですけど、整理番号 24 番、これがダム本体の話ですよ。それから河川事業として 29 番と 31 番があるわけです。

いずれも治水ということを中心にやっているわけですけど、この辺はどのように本委員会としては、もちろん先ほどの話のように、おそらく全員、私も含めてですが、さっき岡田委員が言っているような、「そういう時代じゃないですか」ということは当然踏まえてですね、この問題は、先ほど小野崎委員がちょっと整理してくれたように、だからこのダムうんぬんかんぬんということではなくて、このダムの結論はしたけど、やっぱりこういうことで総論的にということで、ちょっとそれなりの委員会意見、附帯意見というかそういうのをどうしても盛り込んだようなことは頭をひねらないといけないと思うんですけど、その前段というか、それはそれでやるという前提で、そういう附帯意見は、総論的な公共投資のあり方ということに対する総論的な附帯意見は書くということを前提に、修正された、今日お示しいただいたこの代替案の考え方とか、検討について、どうでしょうかね。

さっき、具体的に岡田委員の一連のお話の中で、技術論が 1 つ出てきたのは、ケースの 5 番目として河床掘削案しかないけども、もう 1 つの土砂防止、砂防という案は考えなかったのですか？という御質問をされたと思うんですけど、その辺担当課どうですか。

まず、基本的に岡田委員の指摘されている技術の話は、当然お分かりになっていますね、何を指摘されているか。ハードとして、そういう施設をなぜ考慮しなかったの？ということのをさっき聴かれた意味は。

岡田委員、ちょっと学校の授業ほど詳しくなくてもいいから、河川の砂防のあれで、そういう技術があるんですか？

岡田委員：我々、山屋なものですから、山をどういうふうに整備するかとか、あるいは人と折り合う関係をどう作るかというのが、技術のレベルで下ろした場合の大事なところですよ。

流域だとか、河川と関わって言うと、むしろ山を治めることで流域を安定させる、河川を安定させる、水量の安定、水質の浄化ということをやったり考えようという、これがどちらかというと林野、正に縦割りの林野サイドの所ですよ。それで治山事業という、そういう言い方をするわけですよ。治山事業、即ち治水事業だという考え方をもっているわけです。

山は崩れるの当たり前ですから、雨が降ったら、どんどんどん土砂が出るのが当たり前ですから、それをいかに折り合うような、人間生活と折り合うような土砂の出し方と水量、洪水のさせ方をするかというのが、どちらかというと、治山ダムのあり様ですよ。

それは、縦割りの中では砂防ダムなり治水ダムとは、全然一緒になってやってくるということがなかったというのは事実ですよ。

しかし、こういう時代になって、役所ごとに予算を取ったからこれでやるんだという話は、もうやめてくれということなんです。

そうではなくて、地元の中で、最もいい方法論というのは一体なんだろうかということ、正に県という、こういう枠組みがあるんですから、技術者の壁を越えて、一緒になって考えた場合に、この地域ではどうだろうかと、そこを本当にやってくれたかどうか、これを問うたと

ということですから。

小林委員長：どうぞ、河川砂防課。

河川砂防課：確かに、ごもつともだと思えますけども、現実、今駒込ダムが計画されている下流に東北電力の取水口、これは砂防ダムみたいなんですけど、3か所。更に県で造った砂防ダム、これが3か所。合わせて6か所のそういう床止め、いわゆる土砂流出を止めるダムがございまして、これ以上まだ造る余地はあるかも分からないんですけど、今、現実はそういう状況になっています。

岡田委員：皆さんで現地調査しましたけど、まだまだ崩れる山ですよ。要するに、崩れ方も、大きなあれがどんどん出てきているというのは、上流の崩れ方の特徴ですよ。

一番安定させる上で、お金も掛からないし、山に相談をしたら山が「いいぞ」というレベルというのは、やっぱり小さな治山ダムを沢山入れることが、河床の安定、山そのものの傾斜の安定ですよ、どちらかという。

ひょっとしたら、河川砂防課は川の、そこしか見ないものですから、それから先の所を見ていないのでこういう発想になるんだと思うんですけどね、やっぱり、河床そのものを安定させるということになると、崩れ方をどういうふうに崩れさせるかという、そこがやっぱり非常に大事だと思いますね。

そういう中で考えていくと、先ほども掘削はこんなに土砂が出てくるんだ、というのがありましたよね。それを考えると、むしろやっぱり、土砂を上手に上手に安定化させて、傾斜を緩やかにさせて、その中でやっぱり水をコントロールするという、そのことの方が大事なような気がしますね。

小林委員長：前回、多分、記録を起こしてもらおうと私の発言の中にですね、農林の中の林、林の方の砂防課と山の林層の話も含めて、国有林ですから、山の要素も含めて、実際私達現場に行って、この写真をもう1回見て分かりますとあり、かなり本体のダムのロケイトの周辺になる所が地滑りというか、崩れている禿山になっているのを見たと思うんですね。

ああいうのは、やっぱり山の専門家と協議しながら、一過性のものなのか、岡田委員が専門家として御指摘のように、どんどんどんどんあれが広がっていくよ、というふうになっているのかというのは、そういう意味でさっきの話を具体論として言いますと、河川砂防という、いわゆる県土整備部と農林水産部の中の担当があって、それぞれ治山治水やっているんだけど、この現場で一緒になって協議したのか？ということを知っているんですよ。

私は、ちゃんとそれは申し上げたはずですよ、皆さんは、申し訳ないけど、土木科の卒業で、工学部の土木の方ですよ。一方では、農学部の林学で日本の山の中でどのくらい苦労して、山の小さなダムを何本も造ってということをやっているプロが、おたくの隣の席にいますよ。その人達との意見交換を踏まえて、やっぱりだけど、比較をやった結果、今やっている450億円のグラビティダムでないとやっぱり無理なんだよね、という辺りの説得力がやっぱり弱いかなという感じはしますけどね。

はい、どうぞ。

長野委員：先ほどの14番と30番も同じような感じなんですね。1つの事業で隣りの課というか、道路課と河川砂防課で全然相談していないから、片方はB/Cが小さく出て通らないと。片方の方が通らないとなると、県の中で相談して、両方合わせればB/Cクリアしていますという、そういう資料が出てくる。

今回も同じように、この案件も、この回答を見ると「御指摘の流域内の崩壊地の規模等も調査した上で」と、これがどういうふうな調査をされたのか。多分、「もちろん山の方も入れて調査した結果、この規模に決めました」ということだと解釈するんですが。その辺は、それでよろしいんですかね？

小林委員長：どうですか。検討過程のことを今質問されているんですが。

河川砂防課：この崩壊地の面積、駒込ダムで設定しているのは、33万 m^2 ほどの崩壊地を設定しています。このやり方なんですけど、実際現地調査した外に、当然空中写真とか、その辺も踏まえて設定しています。

小林委員長：それと、周辺に下湯ダムが、そのダムが先行して、もう完成して何年経っているんですか。

河川砂防課：20年です。

小林委員長：20年ぐらい経っているでしょう。その堆積量とかの関係ではどうなのかな。

河川砂防課：下湯ダムについても、駒込と同様の形で堆砂量を設定してしまして、崩壊地等の面積少ないということで、250 m^3 という値を設定していますが、実際その設定した値というのが、今現在20年ぐらい経った現在で、計画どおり推移していると、そういう形です。

小林委員長：少なくとも先ほど御説明いただいた基礎データというか、数値を探しながらやってくれた河床掘削案というやつ、土砂をやって水深を深くキープするというのは、駄目だね。

駄目だねっていうのは、比較論でいうと、現在提案されているケース4のダム案に比べてやっぱり駄目ですね。現実的に、この現場においては無理だというふうなデータになっちゃってるよね、これ。毎年の掘削に3億円で、しかもこれは補助事業には採択されないという、県費単独でということになるわけだから、「無理でしょうね」というふうに私は思うんだけど。

今の岡田委員のような、もうちょっと別なケース6というのはどうなの？という話は、どうですかね。

はい、どうぞ。

長谷川委員：教えてほしいんですけど、こうやって要するに大量の土砂が山林から入ってくると。それはダムの堤内側に堆積するのと、外に流れ出したものと、そういうふうな情報というのは。それから更に、この駒込ダムの場合と言いますか、堤川の場合には、湾内があるために港内から塩水として遡上している距離が何kmもあるんじゃないかと思うんですけども、この土砂という、埋没する土砂というのは、一体どこから運ばれているものなのか、ダムの上、ダムの下というか、その辺を教えてくださいなと思います。

小林委員長：それは計算上、当然。どうぞ、教えてくださいな。計算しているんだから。この土砂はどこから来ているんだと。

河川砂防課：これは、実際溜まった量を測っているだけで、実際どこからどれくらいの量が出てきているのかというのは、我々の段階では分かりません。結果として、過去にこういう、掘って、平成9年に測ったらこれだけの量が出てきている、ということなんです。

長谷川委員：ちょっと気になるのは、山林部に治山型のダムを、というようなことによって回避できるような土砂量もあるでしょうけども、その下流側に堆積している土砂が、そこですべて回避できるというふうにも考えにくいというふうなことをちょっと想像するものですから、今質問させていただいて、もし分かっていたら有用な情報じゃないかと思ったから聴かせていただきました。

小林委員長：9ページの縦断図、ちょっと見てくださいよ。9ページの縦断図で、昭和59年、ここは海だったという話をさっきしてましたか。

河川砂防課：石森橋から下流です。

小林委員長：石森橋から下は海だったと。

河川砂防課：はい。昭和44年当時です。昭和59年は違います。

小林委員長：この極端にマイナス6とかマイナス5になっているのは、そういうことだということをおっしゃったでしょう。

河川砂防課：はい。

小林委員長：そうすると長谷川委員、土砂はやっぱり上流ですよ。この事実、歴史的な事実から見て、堆積土砂はやっぱり岡田委員が言う山からですよ。

長谷川委員：私はやはり、堤体自身も、ダム内も埋まっていることの実態から考えれば、下流域においても、下流の中小河川があれば、そこから入ってきているヘドロとか、そういうふうなものが堆積しているというようなものも含まれているので、こういうふうな治水全般について、一概に「こうすれば、こうなれる」とかいうふうなお話にはなっている情報じゃないんじゃないかというふうにもちょっと考えられるので。

小林委員長：データがね。

長谷川委員：ですから、そんな意味で、現状がこうなっていれば、掘削のために上流部を、つまりダム堤体の更に上流部をですね、何らかの措置をすれば、そういうふうな埋没は防げるんじゃないかという御意見に対しても、何%か防げるでしょうけども、そうではない部分もあるのではないかと、というふうにも思います。

小林委員長：岡田委員、どうですか。今の考え方。

岡田委員：河川全体の傾斜を緩やかにしていくことが大事ですよ。そうすると、既にいただいている資料のこういう図面があって、集水区域とそこでのダム堤をどこに設けたかという話でいきますと、正にダム堤から、下流の所からも相当土砂が出るというのは、これはすぐ想像つきますよね。

だから、そこも含めて小さな治山ダム、傾斜を緩やかにしながら、土砂も流さないし、水量を安定させる、要するに一挙に、傾斜が急ですから、その谷にバーンと行くわけですよ。

そうじゃなくて、安定させることでいろいろと浸透具合あるいは滞留時間を長くさせるとい

う、そういう方法というのは自然に非常に優しいんだということですよ。

小林委員長：一般論にして、今言っているその方式だと、コストはどうなんですか？

岡田委員：治山ダムは、それはもう小規模だから。

小林委員長：桁違いだと。

長谷川委員：ただ、ちょっと私は少し今の、この例えば 10 ページの図面なんかでも、駒込川の、想定されていますダムサイトから下流域でも相当な勾配が、やはり地形がそうなっていると思うんですね。

そういう意味では、上流部だけで、つまりダムサイト以上の上流部だけで何らかの措置をすれば、下流部のいわば土砂の流砂は防げるかのようなことは、まだここからは見えないのではないかと推測するんですけど。

岡田委員：ですから、ダムサイト以下にもいっぱい造んなきゃだめだよ、という話。河川一体となって、どのように傾斜を緩やかにしていくかの、そういう全体構造なんです。

長谷川委員：ちょっと併せて言わせていただきますと、お話のことは、多分に今回も 5 つの手法が紹介されて、代替案として出されているんですけども、それぞれが単独で機能するという仕組みも確かに手法として明確なんでしょうけども、それは確かにこれまでやってきた手法なんだと思うんですね。

例えば、横内川の方であれば、遊水地を設けまして治水していると。一方で、下湯の方は、ダムでというふうなことをしていますけど、単一に必要とするような制御流量を単一の手法だけというふうなものと、更に複合的な手法ということも視野に入れることは難しいものだろうかなというふうにも今のお話を承って、今のお話はダムを複数、たくさん造って、小規模なダムによって処理しようじゃないか、というお話を実質的にはお話ししているように伺うわけです。

結局は、水量を平滑化することによって、治水の目的を達成させようということを行っているわけですから、その意味では、今出てきている 5 つの手法の中の複合というふうなことは、また、そういうふうなものは視野に入れることはできないんだろうか、というふうにも申したいんですが。

小林委員長：このケースの 5 までのね、この中で。

長谷川委員：はい。

小林委員長：これは岡田委員、1 番最初のケース 1 の河道改修案がこういう意味の拡幅工事、川幅の拡幅うんぬんという河道改修に、こう土木屋さんって思っちゃっているから、実は河道の改修の仕方は、林野さんの方では、砂防屋さんの方では、そうではない河道改修の、いわゆる堰堤方式というのが、古来から日本では、日本のようなこういう急峻な川がある所では、そういうことで、先人の知恵でやっぱり抑えてきていたという実績はいっぱいあるんですよ。

そういう議論も色々やってくれるとよかったなということで、もう一回繰り返しますけど、林野の人とちょっと、「こういうのはどう？ ああいうのはどう？」というのをやってほしかったなという感じはするな。

岡田委員：データが出ていればね、やっぱり皆満足というか、満足しないまでも、この場で結論を出す責任は取れると思うんですね。

そこは、やっぱり大事なところだと思います、これからは。公共事業ですから、何回も言いますように。公共というのは、そういう重い意味を我々には突き付けているんですよ、事実として。

そのことを我々がきちんと、今日的な情勢を踏まえて判断したかどうか、そこへ至るまでの方法論として、きちんとやるべきことをやったかどうか、それを県民にきちんと説明をします、ということの中で判断、あるいは結論ということであれば、私は全然問題ないと思います。

小林委員長：どうですかね、ここ非常に重要な場面だな。どうぞ、大事なところなので、意見、皆さん、御発言ください、各委員。

どうぞ、武山委員、どうぞ。

武山委員：この10年で随分ダムに対する見方というものが変わってきているかと思うのが1点とですね、あと、この代替案の比較を見た時に、直接改変する部分については考えていますけれども、それ以外の所ですね、浸水区域50cmとか1mという図がありましたけど、例えばああいう50cmの所を、50cmだけ地盤高を上げれば浸水しないで済むとかですね、あるいは遊水地なんかであれば、水につかることを前提に建物を建てて住んでいけば、多少水につかっても大きな被害にはならないとか、そういう直接改変しない所の住まい方も含めて考えるとかな、もっと何か新しいやり方があるのかなというのが。普通に考えればダム案ということで一番安くて効果的というのは、普通に考えればそういうのが出てくるんでしょうけども、どうももうちょっと浸水域全体を考えれば、何かもう少し違う代替案とか出てくるのかなという気がしてちょっとしょうがないんですけど。

小林委員長：浸水区域については、さっきの説明を聴いてこのやつを見ていると、地盤高と、私がちょっと前、盛んにこのことを言ったと思うんだけど、想定浸水の範囲というのは、昔と今日と比べて、開発されて住居がいっぱい増えてきたとか、いろいろ立地の条件が変わっているのかというふうなことを気にしてさっきの話を聴いていたんだけど、平成8年と18年、10年後の空中写真で市街地はほとんど変化がないということがあつたし、それから地盤高も動いていないということだから、結局はやっぱり、水をかぶる、この被害を受ける地域の状況変化は、同じだという条件で議論してもいいと私は思ったんです、専門的に。

ただ、そこに入って行く水、洪水の量は、コントロールするためには、やっぱり何らかのコントロール方法がいろいろあるだろうなと思って、一生懸命しゅんせつはどうだ、どうだと言ったんだけど、ケース5というやつの説明をずっと聴いていると、しゅんせつは無理だなと思ったところに、岡田委員が全く新しい視点で、林野庁でやっている堰堤、砂防堰堤というもの、小さいものをいっぱい造るわけですが、ずっと上流から下流まで、そういうやり方の比較検討はやったの？という話は、「やっていません」というのが答えだから、それじゃ、本委員会として「今日結論どうします？」ということなんです、私は委員長として。

それとも、そういう小さな砂防堰堤をいくつも造るというやり方じゃ、決定的に意味がない

んですよ、というふうなデータがあれば、やっぱりケース4でいくしかないかな、ということでゴーサインだと思うんだけど。さっきから言っているように、我々は公共事業の審議委員ですから、ダムは審議委員じゃないので、ダムということテーマにしながら、県民に責任を持たなくちゃならないので、さてどうしようかな？ちょっと困ったなと思っているんですけど。

はいどうぞ、小野崎委員。

小野崎委員：私、治水とかの技術には詳しくないんですけども、お話を伺っていて1つ気が付いたのは、例えばケース2なんですけども、遊水地の話。

先ほど武山委員もちらっとおっしゃられたんですが、ここに提案されているものがすべてではないと思うんですね。遊水地のあり方として、確か千葉県だったと思うんですけども、農地としてそのまま使っていて。

小林委員長：田んぼね。利根川水系は皆そうですよ。

小野崎委員：利根川は大体そうだと思うんですけども、水かぶったら共済組合みたいなものでお金出そうよと、それで十分賄えるかどうかというのはまた別問題なんですけども。

遊水地の場合は、先日調査したようなスポーツ公園というのは、また別の意味でベネフィットを生み出しているわけで、今日の御回答を見ますと、治水が目的だからベネフィットが増えるということは計算上ないんだという回答で、これはあまりにも事務的ですね、本来コストベネフィットの基本的な思想というのは、そういうところまで全部含めたベネフィットを考えなくちゃいけないわけで、じゃダムは我々の生活にどれだけ資するのかと。

やっぱりいろんな観点から見て、「B」のとらえ方と言いますかね、あまりにも旧来的なものに固執し過ぎているのではないかということで、僕は前回の時に「B」をもうちょっと広く計算してほしいということで、「それは難しいね」というのは、委員長のお話もありましたけれども、やはりそこら辺は、金額で換算できなくても、県民のためにより良いお金の使い方ということを考える上で避けて通ることはできないだろうと思っているんですね。

ですから、そこら辺も含めて、遊水地のあり方、もう少しいろんなケースもあるだろうということも含めると、やはりちょっと今日性急に議論、結論を出すというのは難しいのかな、というふうにちょっと感じているんですけど。

小林委員長：今の遊水地の「B」、ベネフィットのことは、「出ません」じゃなくて、そういう算定式が無いんですよ。だから現場の人に言っても、無いから、国交省作って無いんだから、無いんですよ。

それからですね、青森市があそこに、皆野球やってたか、何かやっていたでしょう。あれは施設整備に76億円というのは、B/Cの「C」の方に入れていくんだけど、そうすると76億をコストとして投入して、あそこで人々がね、皆さんが気分転換、精神的にすごく良くて、レジャーとして遊んだときの「B」は、どうやって算定していいかというのがね、三菱総研なんかでは出しているけど、役所として、それをきちんとかいいうふうにしなさいというのが、こういう現場に下りてきていないから、ちょっと出せと言われても大変だと思います。別に弁護するわけではないけども。

小野崎委員：多分、原理的にはそうだと思います。経済学なんかをやっていると、そういうので数値化するのが非常に難しいものというのがあって悩むんですけども、もし数値化できないのであれば別の手法で、例えば住民説明会を開いて、それはダムに対する説明会ではなくて、いろんなオプションを並列して、「これにはこれだけコストが掛かります、こういうメリットがあります、デメリットがあります。」そういう説明会は多分なされていないと思うんですね。

ダムの説明会はあったと思うんですが、先ほどのいろんな意見がありましたけども、こういうオプションもあります、ダムありきではなくて、いろんなオプションの中で、「どれを選びますか」というのを選ばせるというのも1つのやり方だと思うんです。そういう新しい手法というのも考えなくちゃいけないと思います。

小林委員長：はい、そのとおりだと思うんですけど、ただ私これを読ませてもらって、やっぱりケースの2、この現場においてケース2は無理だと思ったのは、そのロケーション、その場所がないんですよ。

これだけの流量をテンポラリーに、集中豪雨がきた時に、ある一定時間をキャッチして、そして涵養しながら徐々に戻すためには、利根川とか何かの時には、あそこの流域の水田は何万平方キロって、とんでもない農地を全部もっているわけですよ。もっているというのは、賠償するから住宅造らないでくれというので、田んぼのままにさせておくという、そんな面積この流域では、今の駒込川の流域では取れないということがあるので、私達が見た横内遊水地は、おそらく青森市であそこしかないんじゃないの？あれだけ大きな土地を避難地として使える面積は。

いや、私あなた方の弁護をしているわけじゃないんですよ、専門家として見て話しているだけなんだから、どうなんですか。全く小野崎委員のおっしゃるとおりだけど、この現場に関しては決定的にケース2っていうのは話したら、また委員が反論すると思うから、どうぞ。

河川砂防課：この遊水地案なんですけども、当初1か所で予定しておりました。それだと、人家が大分、300戸とか400戸とか掛かるようなことになるので、河川沿いじゃない所に田んぼがあります。それで左右岸に分けて、極力人家をつぶす戸数を減らした上で、河川から離れた所に、いわゆる人家を掛けないために導水して、右岸側にも設けようということで、この遊水地案は本当にスペースがない所にピンポイントで張り付けて、2か所にして計算した値なんです。

小林委員長：それがぎりぎりだと。

河川砂防課：ぎりぎりだということなんです。

小林委員長：小野崎委員、どうですか。

小野崎委員：技術的には可能だという、水田を掘れば可能だという案ですよ。

だから、これに私、全面的に加担するつもりはないんですけども、要するにB/Cだけで判断すべきかどうかというのは、もちろん1つ基準としてあるんですが、B/Cで測れないものというのも十分考えて、つまりコストがこれはダム案に劣っていますけども、果たしてそれだけで単純に判断していいものか、ということの問題提起しているわけです。

小林委員長：確かにコストの話で言えば、さっき言ったようにベネフィットの部分が算定できないから、こういうふうにはB / Cで出てきちゃうんですけどね。遊水地案については、そういうふうな問題がいろいろありました。

長野委員、何か御発言ありますか。

長野委員：委員会として出さなきゃいけないというので、代替案が要するに十分じゃないというところに来るんですけども、それで「こういう代替案もあるんじゃないか？」という委員からの提案に対して、何か反論が欲しいなという。あるいは、「その案は、大体見積もったところ、これぐらいになるから、これとは比較できないんだ」とか、そういうのが無いと、岡田委員のように「こういうのがあるんじゃないか？」と言われて、全然ここで物事を決めるわけにはいかないんじゃないかなと。

ある程度目途が立てば、「あと資料を出してくれ」ということで、この委員会はいけませんが、何か意見が無いと、全然目途も何か我々は分からないという。

岡田委員の出された、いろいろな小規模でずっと山を治めていくという案について、何らかの御意見が無いのかなというところですね。

小林委員長：どうですか、その辺は。

河川砂防課：確かに岡田委員の言う、そういういわゆる砂防ダムと言いますか、検討はしてませんが、実はしてなかったんですけども、ただ仮にその砂防ダムの、いわゆる連続した砂防ダムで河床を治めるとしてでも、とりあえずここに河床掘削案とありますけど、初期投資、いわゆる381億はどうしてもここまでは掘らないといけません。

これがあって、次にその断面を確保した上で、河床安定策を講ずるということになりますので、具体的に砂防ダムが何基必要で、いくら掛かるかというのは、はっきり言って検討してなかったんですけども、381億プラスその防止という形になりますので、ダム案よりは、私の感覚では高くなるのかなという感じはしています。

小林委員長：岡田委員、どうですか。

岡田委員：掘削前提というのがもう1つよく分かりませんが、私が思うには、例えば治山ダムなんか最近その辺の石を積んだり、あるいは木材を積んだり、あるいはこの地域の人々の意見でこんな治山ダムがあるといいとかですね、要するに洪水にしる、治水にしる、治山にしる、住民参加型の方法論が、実は鍛えられるということが、これからのこういう工事に当たって大事だと思う。それが実現可能かもしれないという、そういう期待があるんですよ。

そこは、本来はやっぱり考えてみるべき方法だったのではないかなと、私は思いますね。

だけど、何度も言いますが、やっぱり縦割りを打破するという、その思考がなければ、その発想はやっぱり出ないんですよ。システム検討委員会やっていますが、やっぱり間違いなく次年度以降ね、しかしこれを本当にやってしまっているのかどうかというのは、私はやっぱり疑問なんです、本当のところはね。

これから先は当然そうしてもらわなきゃ、青森の県民だって、あるいは広く東北全体のことを考えても、ちょっとやっぱり方法論を変えるべきだ、そういう時期に入っているというのは

間違いないと思いますし、県が、あるいは個々の役所が縦割りで「責任持ちます」と言っても、事実として持てない状況というのはいっぱい出ていますからね。

そうではなくて、「皆でやっていきましょう」という、「こういう公共へ」という、これを青森から提案するという、そこがやっぱり思考としては欲しいなと、本当は思いますね。

小林委員長：日景委員、どうですか。

日景委員：はっきり言って非常に難しく、いろんな方の御意見を聴きながら考えていたところだったんですけども、そうですね、やっぱり気になったのはお話を伺っていて、確かにそういう案があるんだったら、できれば私としては、そういう案を見せていただけると、すごく比較するにもしやすいなと思います。ただ、時間的に多分、タイムリミットなのかなというのがありますので。

もう1つは、私もダムの専門家ではありませんので、この5つのケースを出してくださったわけですが、もしかしたら1つ1つのケースを少し修正を掛けたようなものというの、もしかしたらあるのかな、という気もしたんですよ。

それで一番気になったのは、やはりその中でもダム案がいいというふうに今日お話してくださったところで、私達が7月ですか、調査した時に、素晴らしい自然の中に、ダムがあそこにできたときに、どんなふうになるのかなと。そこに今後、私達、あるいは子ども達が行ったときに、あのダムをどういうふうにとらえるのかなと。

もちろん、青森市民の人達の安全ということが第一でこのダムができたんだということで納得はできるのかもしれませんが、やっぱり一方で失ったもの等を考えたときに、それをどういうふうに説明したらいいのかな、ということちょっと考えながらいたんです。

だからといって、今の時点で私もどれがいいというふうに申し上げられないんですが、やっぱり1つは繰り返しになりますが、環境というところをもう少し青森県民としては考える方がいいのではないかと、ということは感じるところです。

小林委員長：松富委員、いかがですか。

松富委員：今までのお話を聴いていまして、土木の河川の専門家と言いますか、それから判断しますと、いろいろ案を聴いていまして、結局はこれ、予算で決めているわけですよ。

今回のやつも河川の掘削という方法で予算を決めている。ランニングコストみたいなものを含めると、やっぱり高く掛かっちゃうからダムということになっているわけですよ。

今のところ岡田委員を除けば、河川砂防課でクローズしているんですよ、考え方としては。ですから、そこをどうするかですよ。やっぱり広げて考えて議論するか、河川砂防課だけでクローズするか。

そうすると、基本的に100分の1で対処しようとする、こういう方法になっちゃうのかなという気はします。ですから100分の1でいいのかどうかという議論もあるのかなとは思っていますけれども、一般に河川は100分の1くらいで対処するので、それはいいかなと思いますけど。

それで、今こういう説明を聴いていて、ある程度皆様方に比べたら専門家かもしれませんが、

どれだけ数値に信憑性があるかというのがよく分からないんですね。

ですから私としては、例えば、今回はダム案でもいいんですけども、ほかの案も考慮して、「専門家で本当に検討していただけませんか、十二分に。そういう機会を作っていただけませんか」と。そういう言い方もあるのかなと感じております。

小林委員長：ありがとうございました。各委員の御発言を聴いていると非常に判断の難しいところではありますけど、少なくともこの場でやっぱりちょっと皆が、「今日結論を出していいのですか」という気持ちに全員がなっちゃったかな、というふうに私は思いますね。

タイムリミットの話はもちろんありますので、別にエンドレスで議論をする話でもないし、事業ですから、結論を出さなくちゃならないと思いますけど、1つの提案として、これは事務局と相談しなくちゃならないけども、もう1回これに集中して議論、もうちょっと詳しく言いますが、岡田委員の提案を具体的に金に落として、技術論的に金に落としてみて、それで長野委員が不満なのは、「何も答えないじゃないですか」と。

さっき掘削すると381億があって、それに砂防堰堤をくっつけていくから、それははなからもう高すぎますよと言うけど、ちょっと言っておきますけど、砂防堰堤を造るときはこんな掘削しないんですよ。河床勾配とって、河床の勾配をどのくらいの、何度勾配にすればいいのかということをやって……。

松富委員：違います。100分の1を採用しているんですよ。

小林委員長：そうか、先に100分の1を採用しているから駄目なのか。

河川砂防課：必要な断面を確保して、はじめて河床が安定します。

小林委員長：ごめんなさい、そうか。

松富委員：もう決まっていますから。

小林委員長：100分の1が前提に立っているからね。そうすると岡田委員、駄目なんだやっぱり。はじめに100分の1でやって事業化されているから。

松富委員：100分の1の洪水を通そうとすると、こういう断面を確保しておかないといけない。あと砂が来ないように砂防堰堤みたいなものを造るのは、それは技術論としてあります。

小林委員長：そうだね。補助事業だから。そうすると松富委員、この時点でそののところがひっくり返して、岡田委員が言っているようなことに手を出すということは、事業そのものを根底から、原点のところから見直すことに。

松富委員：その辺りは国の補助との関係で、どうなっているのかっていうのは私自身よく分からないんですね。

小林委員長：多分、無理だと思いますね。

松富委員：100分の1というふうに決めて、あそこで1,600トン来て、そのうちの何百トンかを何かで処理しないとイケないとする、そうしちゃいます。

小林委員長：そういうことだからね。そうなんだね。国庫補助が出ているからね。長野委員、そうなんだって。

長野委員：はなから駄目だということを、もうちょっと論理的に説明してもらえば、それはもう。

それがはなから駄目じゃなくて、検討、調べなきゃ分からないという話になれば、ここは結論先送りなんですけども、はなから駄目だというのは、もう少し何というか、これ分かりますよね、381 億掛かって毎年掘削しなきゃいけない、それも市街地でやらないといけないというのは大変な話で、現実的にはなかなか大変かなと。

だけど一応、治山の方でこういう方法であれば維持しゅんせつしなくてもいいよ、というような考え方が委員の方から出てきたわけですから、それは 381 億プラスこれくらい掛かるとか何とか明言でなくてもいいんですけども、「埴上に上らないのではないか」ということがあれば。

小林委員長：山下理事、どうですか。補助事業、国の補助をもらって 50% でやっているわけだけど、やっぱりそこは、今さら動かさない。

山下県土整備部理事：洪水調節の考え方で、今この表にいくつかケースが出ていますけども、堤川全体としては、例えば河道改修とか、遊水地とか、ダムとか、いろんな手法を組み合わせると 1 つの 100 分の 1 を満たそうとしているんですね。

それぞれダムとか堤防とか護岸とかには、それぞれ量が割り当てられるわけですよ。全体が 100 だったら、ダムで 30 を持ちましょう、遊水地で 20 を持ちましょう、堤防で 50 を持ちましょうと。それで一貫して河川整備計画ができるわけです。

例えば河道掘削をしない代わりに、あるいはして、維持しゅんせつの代わりに、例えば治山ダムでその効果を発揮しましょうというふうに考えた場合は、治山ダムにも効果を割り当ててあげないといけないんですね。

ですから、河川事業の外に出て、外の事業に対して、法体系が違う事業に対して量を割り当ててあげないといけないという形になります。

そうすると、例えば、その責任をどこで持つのかとか、もっと身近な話で言えば、そういう補助事業自体が認められるのかどうか、その辺りが非常に問題になってくると思います。

岡田委員から言わせると、正に縦割りなんですけど、今の現状でいくと、その治水事業の一環として治山事業を位置付けるというのは、おそらくどこにもやっていないことですし、それは全く法体系が別の世界でございますので、正にそれを青森から発信するという考え方はいいのかも分かりませんが、現実的にはそれを、例えば治山施設で割り当てるといふことの事業そのものが成り立っていくかというのは、非常に私としては疑問なんです。

小林委員長：難しいと思う。

山下県土整備部理事：ただ例えば、ほ場整備と河川事業が歩調を合わせてやっていくというような、例えば違う目的を持ったものが合理的に組み合わせるってやっていく、あるいは今回、脇野沢のような道路と河川、これは効果の分それぞれ合わせて効果を発揮するというふうな説明をする、こういったやり方はあると思うんですけども、同じ目的のために、違う法体系のものが一連で効果を発揮するという仕組み自体が、今日本の国にはないものですから、補助事業でやっていくということは非常に難しいのではないかと考えます。

小林委員長：なるほどね。そうすると教科書的には砂防ダムをいくつか重ねていくと、このく

らしい値段ということがあったとしても、事業として公的資金を導入してやるということについては、今の段階ではなかなか難しいなということなんだな。

そうすると、もう1回この委員会を開いても、我々が「明確に」ということは難しいと、私は思いますね。

ですから、我々のそういう「ちょっとやっぱりおかしいんじゃないの?」というか、新しい時代に向かって直していかなきゃならないという、その意図、考え方はどうにかして知事に届けるようなことはやるけども、この事業そのものを「ちょっと待った」というふうなことは、ちょっと難しいかなという、私の感想だけでも、もう1回委員会を開いても。

はい、どうぞ。

長野委員：それにしても、そういう疑問が出てきて、河川の方では、やっぱりこっちの方は不適當だろうという思いがあるのであれば、それはちょっと資料ぐらいにしてほしいなという感じはしますね。

小林委員長：なるほど。じゃ、どうします。もう1回やりますか?

長野委員：もう1回やるというよりも、もう1回やっても、先ほど結論が難しいということですから。

小林委員長：今のお話を整理して、きちんと。

長野委員：ちょっと私も読んで、なかなか無理だなというのは分かるんです。維持しゅんせつやって、その上に砂防ダム造るっていうのは、なかなかもう経費、これはちょっとオーバーするなって大体感覚的に分かるんですけども、そういう疑問が出てきたので、感覚的に分かるのと、もう1つは、もう法体系上無理だというのも、何回やっても同じだという結論が出ているわけですけども、ただ委員の方からこういう疑問が出てきて、来年違うフレームみたいなことを検討するという際にも、こういう参考資料として、砂防であれば381億プラス200億か、あるいは100億掛かりますよ、というデータが欲しいですねという。

小林委員長：はい。

長野委員：もう1回やれということではなくて、もう1回やってもまた同じ、法体系上無理だというのが大分、きそうなのです。

小林委員長：ということを納得させてください、だって。

それで、そういう資料をいただいた上で、知事の答申書を委員会として仕上げていくと。それは会議体でなくてもできると思うんですけどね。

武山委員、どうですか、今のような展開の仕方、本審議会の。

武山委員：難しいところですね。この中でいうと、松富委員が一番河川の専門家なので、そういう意味では、本当にこれを議論するのであれば、もっと専門家を集めて検討していただくのがいいのかな、という感じもしますし、それでなければ、例えば今日、決を採ると言えば、今の時点では私は消極的な賛成みたいな、せざるを得ないかなという感じですね。

あと、ダム案を支持するとすると、合算的にやっているの、例えばダムが無しとすると、ほかの効果のB/Cがすごく下がってしまうのかなと思うんです。その辺りが、例えばダムが

無しとすると、全体B/Cがすごく低下してしまうということであるとかですね。あるいは、今のダムが無いとすると、100年どころか、何十年、何十分の1というのがすごく低下していると思うので、その辺りがあると、もうちょっと積極的に賛成できるかなという感じもありますけれども、全体を通して昔ながらのやり方で、ダムが一番安くていいというのは、ずっと今までやってきた流れでしかないのかなと。今これだけ財政状況も悪くなってきたところで、もうちょっと違う考え方、進め方というのがあってもいいのかなと、感想としては。

小林委員長：小野崎委員、どうですか。

小野崎委員：河川のことについては、技術的な問題が関わってきますので、私は専門家の方が駄目だと言えば、駄目なんだと思うしかないですし、今のところは、そこは判断しかねているんですけども、少なくとも、特段こだわるわけではないんですが、もっといろんなケースを考えるべきだと。例えば、複合案的なケースがあってもいいだろうと、半分はこっちで、半分はこっちというようなもの。例えば遊水地で半分、ほかの案で半分というのが、複合的な案もあり得るのかなと。

そう考えると代替案もかなりバリエーションが増えるわけで、そこまでいろいろ考えた上で、判断したというふうに自信が持てないわけですよ、今結論を出すのは。だから本当に結論を出していいのかなというのが、すごくじくじたる思いはあるんです、この場で出していいのかなというのは。

もちろん今、武山委員おっしゃられたように、この場で決を採るといふのであれば、本当に消極的に小さく手を挙げることになるのかもしれませんが、何か無理やり手を挙げさせられるという気がして。

小林委員長：いやいや、私は議長として、その気はありません。無理無理なんていう気はありません。

小野崎委員：非常に判断が難しくして悩んでいる最中なんですよ、正直申しまして。

小林委員長：大体、意見が出尽くしたと思うんですけども、更に何か御発言ございますか？

はい、どうぞ。

小野崎委員：先ほどの遊水地のケース、これどうしてもって、こだわっているつもりはないんですけども、他の代替案が駄目駄目駄目ときているので。

一応コストの面で高いんですよ、573億。何でこんなにコストが掛かるのかというのが知りたいというのが1つあるんです。掘るだけでこんなに掛かるのかというのは素人考えでありまして、先ほど言いましたように利根川水系ですと認められているけども、ここでは無理ということなのかもしれませんが、他の遊水地のやり方というものがないものなのかなと。

本当にこれだけお金が掛かるのかなということをお納得させていただければ、やはり財政逼迫している折、青森県としては無い袖は振れないということであれば、これはやむを得ないなという結論がすぐに出てくると思うんですけど、その辺の積算根拠というのもやっぱり聴きたいなと思って。

小林委員長：それはあるんですよ、積算根拠は。

小野崎委員：それと、あと他の案。遊水地の他の案ですね。利根川水系的なやり方があるのかどうか。それが物理的に不可能なのかということ。

小林委員長：ロケーションとしてね。

小野崎委員：はい。

小林委員長：この流域ではね。

小野崎委員：そういうことも含めて、遊水地案というものもやっぱり金掛かるし、他の案はあり得ないんだということであれば、少し挙がる程度は高くなるのかなという気はするんですけど。

小林委員長：それは出ると思います。それでは、ちょっと事務局と打合せして、この後どう取りまとめるかということ相談したいと思うので、ちょっと休憩してもらっていいですか。かなり大切なところなので、ちょっと時間を貸してください。

今は2時半か。どうするかな、20分くらいでいいかな。それでは50分再開ということで、暫時休憩ということで、委員の方々、休憩してください。

(休 憩)

《まとめ》

小林委員長：それじゃ、休憩終わりでいいのかな。

何で事務局と相談したかって言うと、別に談合したわけじゃなくてですね、知事答申が、議会にですね、来年度の事業計画、予算編成にうまく反映するっていうんで、タイムリミットがどうなのかっていうことで、これから各委員とのやり取りをやって、何とか日程的に間に合うようなことだったので、委員長として御提案です。

今日、かなりいろいろ質問が出されましたけども、やっぱりちょっと整理してですね、この治水の考え方全体が、今ダムそのものに議論して、ダムがどうのこうのって話してますけど、この2つの川をですね、統合して、この間バスに乗った時に資料、作ってくれた資料お手元にありますかね、あの両方の、堤川と駒込川の両方の平面で、遊水地を造ったり、色々やってたじゃないですか。それを含めてですね、全体として複合的に、この流域、青森市の川を巡る、河川を巡る流域全体をこうやって治水しているんです、ということをもう一度整理して、この公共事業の、河川事業の総合的なですね、効果っていうことを整理して、担当課の方で出してもらう、というのが第1点。

それから、もう1つ、考え方として、治山の方の考え方もあるんで、そういう考え方は、その内容は、こういう内容でございますよ、というような話の中で、一応その内容も説明してもらいながら、ただ現在の法制度の中では、これとこれとが一体化して、1つの事業に、2つのような関わり方はできないことになっているんだ、というような辺りもですね、きちっと説明してください。そんな、今言った、大きく言うと技術論的な話と、法制度の話という2つの側面からですね、各委員から出された数々の質問・疑問に対しての答えを作っていただけますか。

それをですね、なるべく早く事務局を通じて、各委員に送ってください。

各委員は、それを見ながら、色々コメントを書いていただいて、最終的には、この事業を継続、この事業というのは、3つなんですけど、先ほど申し上げましたように3つあるんですけど、もちろんダムもそうですけど、整理番号で言うと24番、それから29番、31番を総合的に判断していただいてですね、継続かイエスかノーかという所に、きちっと答えを書いていただくと、それを事務局の方に返していただくと。当然、その所にコメントを書いていただきますので、各委員から出されたコメントをですね、原文も添付しながら、その全員の原文を、と同時に私が委員長として、知事の附帯意見の中に、こんなふうに整理してまとめましたというのを付けてですね、もう一度各委員に返します。それで、皆さんからOKをもらった段階で、それをもって、本委員会の結論という形にしたいと思うんですが。

それをですね、11月の頭ぐらいにやらないと、議会对応っていうか予算編成とかいろいろあるんで、ということなので、その辺の日程的なことについては、事務局ちょっとやってもらいたいと思います。

いかがでしょうか、今の私のシナリオで。何かあれば。

各委員の意見は、原文もちゃんとコピーして出します。出してくださいよ。私が適当なことをやっている、「小林、何やっているんだ」と言われても困るし。原文も付けて、その整理したやつを私が書くということにしましょう。

担当課、よろしいでしょうかね。

それから、打合せしていたら、小野崎委員の遊水地については、今答えられると言っていたけど、答えられますか？

河川砂防課：562億でしたか、これの大体の積算根拠ということだったんですけども、掘削土量が640万 m^3 あります。遊水地になれば、川から遊水地の方に水を越えるための越流堤とか、樋門とか、諸々の施設が必要になってきます。その他、遊水地の部分に道路が掛かる部分が若干ありますので、橋梁の補償等も出てきます。

それから、補償費として用地買収、若干、100軒ほど家が掛かることになりますので、そこから辺の補償費を含めまして、工事費として掘削とか越流堤とかで、直接工事費で136億程度です。あと、橋等の架け替えで23億です。補償費で260億です。その他、間接費、いわゆるこれの設計とか、諸々掛かる費用がありますけども、間接費、諸経費入れまして562億というふうな形になります。

小林委員長：小野崎委員、いいですか、今の話で。

小野崎委員：このケース2の案については、それで了承いたしますけども、それ以外に、例えば利根川水系的なやり方があるのか、それでは不可能なのか。

小林委員長：いろんな例ね。それは調べて、今、手持ちに無いと思うから。

河川砂防課：利根川水系というのは、掘削とかをしないでということですか？

小林委員長：いやいやそうじゃなくて、洪水を、河川の氾濫を防ぐ方法に遊水地方式というのがいくつかあるんですよ、パターンが。それをいろいろ教えてくださいと言っているんで、そ

れをデータとして出してくださいと。

小野崎委員：掘削しないで、そのまま農地として使って、という話ですね。水かぶったら補償するという。

河川砂防課：ただ、そういうふうになると、実際、県の中でも宮城県でやっている所がありません。ただ、それは掘削しないので、湛水深が極端に、例えば 30cm とか 50cm とかで、宮城県でやっているのは 780ha の面積。掘らない分、面積で稼いでいるんです、貯水容量を。

780ha と言いますと、この間の横内が 63ha くらいですので、あの 10 倍以上、その面積の遊水地を実際造っている所があります。この駒込、堤川の流域で、それだけの土地が探せるかという、まず無理です。全部、人家を補償しなければならないと思います。

小林委員長：ということですね。

河川砂防課：ですから、今うちの方で提案している掘削方式の遊水地にならざるを得ないと。

小林委員長：この流域ではね。

河川砂防課：そうです。

小林委員長：小野崎委員、そこはよろしいですか、そういうことで。

じゃ、先ほど、私が御提案申し上げたようなスケジュールというか、シナリオでいかがでしょうか。よろしいですか？

(「はい」の声)

小林委員長：それでは、もう 1 回会議をやるという委員はいないですよ。いいですね、そういうお互いのやり取りで。そういう形にさせていただきたいということで、整理しますと、今日残された 7 つの事業について、整理番号で言うと 24 番、29 番、31 番のこの 3 つの事業については、更なる資料を担当の方で出していただいて、それを精査した上で、私達の判断をしますということで、整理番号 6 番、14 番、30 番、25 番は、「継続」という形で本日は締めたいと思いますが、よろしゅうございますか？

どうぞ。

小野崎委員：今のお話とは本質的にちょっとずれるんですけども、最後にちょっと一言申し上げたいと思いますが、先ほど奥戸の話がございましたね。

奥戸の話、委員長が「これで、これはいいですか」ということでさっさささっと行かれちゃって、申し上げる機会を失ってしまったんですけども、ちょっとびっくりしたのは、今日の資料で初めて原発というのが登場しているんですよ。

元々頂いたファイルの中に、原発の「げ」の字も書いてないんですよ。それで、「水が足りない、水が足りない」という主張ばかりで、私、ゼミ生で大間出身の学生が居て聴いたんですよ。「断水なんかしたこともないし、別に水に困っているという話なんか聞いたこともないよ」という話だったのでちょっとびっくりしているんですよ。

今日の資料でいきなり原発というのが出てきて、これが縦割り行政の結果なのか、何か背後

に意図があったのか、その辺はよく分からないんですけど、それは今詮索してもしょうがないんですけども、とにかく資料として、当初出された緑色のバインダーにあった資料というのは、非常にお粗末だったということが言えると思うんですね。

ある意味、追加資料を請求したから原発という話があって、これだけ水が足りないというのがはっきり数字で示されたわけで、それが無い段階で、「このダムが必要なんだよ」という資料は、ある意味、我々はだまされていたようなものと判断せざるを得ないと思うんですよ。

非常にあっけにとられて驚いている間に、あれよあれよということで議事が進行してしまっただけですけど、その辺は、ああいう資料が出た段階で、奥戸のダムの必要性というものを私は十分認識しましたので、反対するつもりは毛頭ないんですけども、要するに資料というもののあり方について、やっぱりもう一遍真剣に考えていただきたいなということを強く感じたもので、御提案申し上げたいということです。

小林委員長：今の一番最初の調書の、整理番号 25 番というやつ、もう 1 回皆さんに見てもらおうと、小野崎委員の言うとおりに大間の原発の話はどこにも書いてないか。

私は、別に何か意図があってパッパッと飛ばしたんじゃないで、こっこの堤川水系の方が、相当頭を使って時間を取ったから、パッと見た瞬間に、この 26 ページの、今日もらった色刷りの 26 ページの棒グラフだけですべて物語っていると思ったから、ここに企業誘致で 5,000m³という赤丸が付いていたから、足りないのは当たり前じゃないのと。何でこんないちいちここにかかってくるのという、そのくらいの軽い気持ちだったんですよ。

だけど、おっしゃるとおり、何でだったら初めからこの 25 番の資料の中にそういうものが全然書いてないの？って言われると、本当に書いてないね。担当の方、何か弁明をどうぞ。

河川砂防課：本委員会の最初の時にお出ししました、再評価調書というのがありますけども、3分の1から3分の3ですね。

その調書の中に、例えば3分の2の上段の「(2)社会経済情勢の変化」で「地元の推進体制等」という所に、例えば「大間町は、現在不安定な奥戸川の表流水と地下水を暫定水源として水道用水を確保している」と。「また、生活用水等により水需要の増加が見込まれており、安定的な水道水源として、ダムの早期完成を望んでいる」と。

あと次の3分の3ページの「代替案」の所に、「水道用水について水道事業者である大間町の調査・検討により、ダムによる水源確保が最適とされた」と。こういう表現をしております。

今日の説明の最初にもお話ししたけども、要は多目的ダムというのは、各個々の事業者が各々事業計画を立てて、共同事業者としてダムを進めていくわけですけども、青森県が水道を開発するという事業ではなくて、県としては治水ダムプラス大間町の水道水源の確保という、大間町の計画に基づいて、この多目的ダムを進めているわけで、その個別の大間町の上水道事業について、この場面でそれほど詳しく書かなかったというのが、そういう意味合いでした。

小林委員長：小野崎委員、分かった？言われていることが。

小野崎委員：私の頭が悪いのか、よく理解できない御説明だなと思ったんですけど、要するに今日の資料の26ページで、原発を除けば、緑色の所が追加されて十分足りているわけです。

小林委員長：そうですよ。

小野崎委員：だから、全然必要ないわけですよ、これだけ見ると。原発の話がなければ、到底肯定できないんじゃないかと単純に思うんですけども。

ですから、当初の調書に原発を書いていないというのは、やっぱり何か隠れた意図があったのかなというふうに勘繰りたくなっちゃう気がするんですけどね、そこまで勘繰らなくても、調書自体やっぱり片手落ちだったと言わざるを得ないのではないかと。

ですから、これについて、とやかくぐだぐだ文句を申し上げるというよりは、今後とも、資料の作り方について、これが縦割りの影響なのかどうかということも考えていただきたいんですけども、今後、こういう手落ちのないようにしていただければという、お願いということなんですけども。

小林委員長：どうぞ。

工藤河川砂防課長：駒込ダム、あるいは今の奥戸もそうですけども、やはり代替案の比較表とか、今の奥戸のやつ原発の資料とか、非常に不手際があったことはおわびいたします。

集中審議ということで、我々も一生懸命頑張ったつもりですけども、やっぱりそれなり委員の皆様理解できるような資料を今後とも作っていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

小林委員長：この 26 ページの図を当初の調書の中にはめてくれれば、何のあれもなかったんだよ、と思いますよ。これすごくいい図じゃないですか、26 ページのカラー刷りの綺麗なやつ。綺麗だからいいって言っているわけじゃないんですよ、実態が非常によく分かりますよね。

小野崎委員：たぶん、これが最初であれば、詳細審議なんかならなかったと思います。

小林委員長：おそらく詳細審議にいかなかったと思いますよ、と私は直感的にそう思ったのよ。だから、さっきから独り言で、何でこんなの今更、今更というのはそういう意味で言っているんですけどね。今、課長が今後そういうふうにしますというから、よろしくお願ひします。

武山委員、どうぞ。

武山委員：私もコメントというかですね、むつ市の脇野沢、これは事業継続ということは、全く問題ないと思うんですけども、河川付け替えることで用地が随分残ってきていますよね。用地費が今 23 億ですか、全体事業 70 億の中で。

なので、むしろ買収した所よりも一等地というか、良い所に土地が出てくるので、一度質問して親水空間みたいに整備していくことは書いてありましたけど、また売却するなりですね、県としても儲けるといふか、回収するといふか、そういうことも考えがあっているのかなというですね。なので、委員会としての意見ということではないんですけども、県として、そういうことも検討していくべきではないかと。

小林委員長：確かに前回の議論の中で、今の質問に対して、遊休地じゃなくてそれなりに大間に返すような形で使いたいんだ、という話をしていましたよね。それ、元に戻す気はないのかと聴いているんだけど。お金がないんだから売却したらどうですか、だって。

河川砂防課：前回も説明したんですが、この新しい河川を造る所は用地買収して、これは現在

河川の用地となっております。それで、元々の川、旧川ですけども、こちらの方はそのまま残して、地域の方々の水辺の空間として整備するということになりまして、その用地が、余分な用地が残るということにはならないわけです。

小林委員長：いやいや、そういうあなたの考えに対して、武山委員は「金がないんだから、売払って、金獲得するという気はないのか？」ということを知っているんだ。あなた町長じゃないから答えられない、そんな話。これは、一担当課が答える話じゃないな。政治が答える話じゃないですか。

でも、そういう形で「無駄ではなく、有効に使うというつもりでいるんです」という答えなんですよね。でも、武山委員は、「いや、売ったらどうでしょう？」と言うんでしょう？

まあ、これはコメントだから。

武山委員：はい、そうです。

小林委員長：他にちょっといいですよ、どうぞ。多分、今日が何か特別なことがない限り、今日が最後の、会議体は最後だと思うんですけど、ペーパーはちょっと重いペーパー書いていただきますけど、どうぞ、せっかくお集まりなんで、何か御発言があればいろいろと。

長谷川委員、どうですか。

長谷川委員：いえ、特に。

小林委員長：じゃ、日景委員、どうぞ。

日景委員：整理番号がちょっと分からないんですが、確か 22 番の連番のどこかだったように記憶しているんですが。これじゃないですね、道路でしたね。多分 9 番とか、その辺りだったと。

小林委員長：弘前の道路？

日景委員：はい。一番最初だったと思うんですが、この会議の。何か途中が抜けているんですよ、道路を造っている途中がですね。抜けている所があって、そこで御質問をしたら、土地買収も確か進んでいないというようなお話で、つまり道路として見たときに、途中が抜けているとあまり意味を持たないというような発言をしたんですね。

やっぱりそれは、今回の案件とは違うのは分かりながらも、あえて最後なので申し上げさせていただきたいんですが、利用者というか、県民サイドから考えると、そういう道路というのは、価値が半減しちゃうわけですね。ですからもう少し先のことを見越して、その計画をしていただかないと、何か本当にもったいないなという気がするので、是非そういうところも御検討いただければとありがたいと思います。

小林委員長：道路課、どうですか。これに対してコメント。今、どこの現場を言われているか分かりますよね？

道路課：前回説明不足でしたけれども、この未着手区間、約 2.8 km ございますけれども、この間について既に現道がございまして、2 車線確保されておりますので、優先度が低いということで、現在まだ着手していない箇所がございます。

小林委員長：道路あるんですって。

松富委員、何か御発言ございますか？よろしいですか。

長野委員、よろしいですか。

長谷川委員も。

それでは、そういうことで、まだ宿題を持っての会議閉会ということになりますけども、近々、委員の方々に資料が届くと思いますので、よろしく御回答いただきたいと思います。それでは、事務局、マイクを返します。どうぞ。

3 あいさつ

奥川企画政策部長：委員の皆様には、長時間にわたり熱心な御議論をいただき、本当にありがとうございます。

これまで4回にわたる委員会、その運営につきまして、小林委員長を始め委員の皆様の御理解と御協力を頂戴し、滞りなく審議を進めることができました。

合議体での御審議というのは、今日で終わりということでございますけれども、委員長の指示を受けまして、委員の皆様とは事務局と文書でやり取りをさせていただきたいと思います。

その後に、意見書の提出ということにつきましても、委員長と御相談をさせていただいて、知事に意見書を提出するという運びといたしたいと思いますので、委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

4 閉 会

司会：それでは、これもちまして本日の委員会は終了とさせていただきます。ありがとうございました。